



| | |
|------------------|---|
| Title | 英国保険法における詐欺的請求をしない義務 |
| Author(s) | 藤原, 晴美 |
| Citation | 北大法学論集, 58(4), 546 [2174]-491 [2119] |
| Issue Date | 2007-11-30 |
| Doc URL | http://hdl.handle.net/2115/30247 |
| Type | bulletin (article) |
| Note | 研究ノート |
| File Information | 58(4)_546-491.pdf |



[Instructions for use](#)

英国保険法における 詐欺的請求をしない義務

藤原晴美

はじめに

第1章 *Britton v The Royal Insurance Company* 事件判決

第1節 *Britton* 事件判決の事案と Willes 判事の説示

第2節 *Britton* 事件判決における Willes 判事の説示と詐欺的請求をしない義務に関する議論との関係

第3節 詐欺的請求をしない義務違反による保険者免責と故意免責について

第2章 詐欺的請求に関するコモン・ローと1906年海上保険法17条の関係

第1節 詐欺的請求に関するコモン・ローと最大善意の原則

第2節 *The Litsion Pride* 事件高等法院判決

第3節 *The Star Sea* 事件貴族院判決

第4節 *The Mercandian Continent* 事件控訴院判決

第5節 *The Aegeon* 事件控訴院判決

第6節 主要な判決のまとめ

第3章 詐欺的請求をしない義務違反の成立要件

第1節 詐欺的請求の詐欺の要件

第2節 詐欺的請求をしない義務に違反する過大請求

1. 主観的要件によるケース
2. 実質性の要件によるケース
3. 情報量の格差によるケース
4. 詐欺的過大請求に関するまとめ

第3節 詐欺的請求をしない義務に違反する詐欺的手段の利用

1. *The Aegeon* 事件控訴院判決において述べられた仮の要件
2. *The Aegeon* 事件控訴院判決の詐欺的手段の利用の射程

3. *The Aegeon* 事件控訴院判決後の詐欺的手段の利用に関する判決例

第4章 詐欺的請求をしない義務違反の効果

第1節 保険者の免責について

第2節 保険契約の取消について

第3節 損害賠償請求について

結びに代えて

はじめに

保険契約は、保険金を不正に請求するという方法で、悪用されることがある。例えば、故意に事故招致をしながら、それを隠し、偶然に発生した事故だと偽り保険金を請求することが考えられる。保険契約の悪用は、不正な保険金請求の成功により達成される。すなわち、保険契約を悪用しようとする者は、必ず保険金請求をする。しかし、商法には、不正な保険金請求への対策として、保険金請求自体に関する規定がない。

英国法においては、被保険者（保険金請求者）の保険金請求時の義務として詐欺的請求をしない義務がある。詐欺的請求をしない義務は、約款に規定がなくても課されるものである。ここで、詐欺的請求をしない義務の内容について、大まかに述べておこう。詐欺的請求にあたる場合は、被保険者が自分には受け取る権利がないと知りながら保険金を請求した場合や、被保険者が損害を受けたと信じながら虚偽の表示により保険金請求に関連する事実を自己に有利になるよう変えた場合である。前者の例として過大請求があげられる。後者は、詐欺的手段の利用（*use of a fraudulent device*）といわれる。例えば、損害を受けたと信じながら損害額を証明することができないために損害額に関する証拠を偽造したりすると、詐欺的手段の利用があったかどうかという問題になる。これらの例は、ともに損害額に関連する虚偽の表示であるが、次のような相違点がある。過大請求の場合、保険金請求者は損害額そのものについて故意に虚偽の表示をしている。すなわち、保険金請求額と同額の損害を受けたと思っていない。これに対し、詐欺的手段の利用の場合、保険金請求者は損害額そのものについて故意に虚偽の表示をしているわけではない。すなわち、保険金請求額と同額の損害を受けたと信じた上で、損害額を証明する事実について故意に

虚偽の表示をしている。

詐欺的請求をしない義務違反の効果としては、まず、保険者は免責される。さらに、保険者は保険契約を取り消すことができる。保険契約の取消の効果は遡及するかどうかに関しては議論がある。その議論は、詐欺的請求をしない義務違反に1906年海上保険法17条が適用されるかどうかという議論といい換えることができる。17条が適用されれば、保険契約は契約締結時に遡って取り消されることとなる。

日本においても、過大請求に対しては、不実申告免責規定と呼ばれる約款規定で対抗する場合がある。例えば、火災保険では、保険契約者または被保険者は、保険の目的について損害が生じたことを知ったときは、これを保険者に遅滞なく通知し、かつ、損害見積書に保険者の要求するその他の書類を添えて、損害の発生を通知した日から30日以内に保険者に提出しなければならず、保険契約者等が正当な理由なく提出書類につき知っている事実を表示せずもしくは不実の表示をしたときは、保険者は保険金を支払わない旨の約款規定（火災保険普通保険約款17条1項・4項等）に基づき過大請求に対抗している。不実申告免責規定を何ら制限することなく適用すると、些細な不実申告でも保険者免責になるという問題があろう。しかし、他方で、過大請求以外の不実申告のケースにも不実申告免責規定を適用することもできるのではないかと思われる。

不実申告免責規定の適用を認めた判決の中には、信義則上許されない目的をもった不実申告があるとして保険者免責を認めているものがある（東京高判平成16年3月11日・金判1194号15頁等）。そこで、不実申告免責規定は信義則上許されない目的をもった不実申告があった場合に適用されると解釈すると、保険事故発生の通知義務規定の解釈に関する最高裁昭和62年2月20日判決（民集41巻1号159頁）が参考になる。すなわち、保険契約者又は被保険者が保険金を詐取し又は保険者の事故発生の事情の調査、損害てん補責任の有無の調査若しくはてん補額の確定を妨げる目的等保険契約における信義誠実の原則上許されない目的をもった不実申告に不実申告免責規定が適用されると解することができる。そうであるならば、保険金詐取を目的とする過大請求のケースだけではなく、保険者の事故発生の事情の調査、損害てん補責任の有無の調査若しくはてん補額の確定を妨げる目的をもってした不実申告にも不実申告免責規定が適用できるのではないかと思われる。適用できるとすると、過大請求に該当する損害額の不実申告の他に、どのような事実についての不実申告に不実申告免

責規定が適用されるのかという問題が生じる。英国法における詐欺的手段の利用に関する議論は、この問題の解決方法を示唆するものと考えられる。

また、生命保険契約の約款には、不実申告免責規定がないため、保険金請求時に詐欺があったとしても、それを根拠として保険者は免責されない。特別解約権に関する規定において、重大事由の一つとして保険金請求時の詐欺があげられているが（有配当終身保険普通保険約款31条1項2号等）、保険金請求時に詐欺があったことを理由に特別解約権を行使したとしても、その効果が重大事由発生時までしか遡らないのであれば、保険者は、他に根拠がない限り問題の請求について免責されない。生命保険契約は、保険金請求時の詐欺に直接対抗する規定をもたない。詐欺的請求をしない義務が日本法においても認められたならば、生命保険契約に基づく保険金請求時の詐欺に直接対抗できる。

このように、英国法における詐欺的請求をしない義務を研究することは有意義なことと考えられる。それでは、詐欺的請求に関するコモン・ローを公式化したといわれる判決の検討からはじめよう（第1章）。そして、詐欺的請求をしない義務違反の效果に影響を及ぼす詐欺的請求に関するコモン・ローと最大善意の原則を規定した1906年海上保険法17条との関係について述べている判決例を検討し（第2章）、詐欺的請求をしない義務の要件および効果についてまとめることとする（第3章、第4章）。

第1章 *Britton v The Royal Insurance Company* 事件判決

第1節 *Britton* 事件判決の事案と Willes 判事の説示

詐欺的請求に関するコモン・ローを公式化したといわれる *Britton v The Royal Insurance Company* 事件判決¹を紹介しよう。本件は、火災保険に関する事案であり、被保険者（原告）による保険金請求に対し、保険者（被告）は過大請求と放火を理由に保険金の支払いを拒否した。過大請求の抗弁は、保険の目的たる商品の価値が実際には120ポンドであるのに490ポンドとして保険金を請求したことに基づいてなされた。保険契約には、詐欺的請求の場合保険契約は無効になる旨の条項があった。本件では、結論として保険者に有利な評決が

¹ (1866) 4 F. & F. 905 ; [1930] 176 Eng. Rep. 843.

下されたが、Willes 判事は、陪審員に対し、真の問題は詐欺であるか否かであるとして、次のように説示した。

「火災保険契約は損害てん補の契約である。すなわち、故意によるものではない火災を原因とする損害をてん補する契約である。もちろん、被保険者が自宅に放火した場合、被保険者は保険金を取得できない。これは明白である。しかし、同様に明白なこととして、火災が故意によるものではないとしても、火災保険契約は損害のてん補を目的とする契約、すなわち、被保険者が火災によって滅失した財産の価値を取り戻すための契約であるから、保険金請求が詐欺的であるならば、保険契約は無効となる。すなわち、被保険者が、保険者を油断させ、結果として与えられた権利以上の保険金を取得しようとして、損害額の2倍にあたる保険金を請求したとしよう。これは故意による詐欺であり、結果として被保険者は保険金を一切取得できない。これは放火の抗弁とは全く異なる抗弁である。この抗弁は火災の原因を問題としない。被保険者は詐欺的請求をするために火災を利用した。このようなケースに関する法は、正義に合致したものであり、健全な政策 (sound policy) にも合致している。その法とは、そのような詐欺的請求をした者が保険金を取得することは少しも許されない、というものである。保険契約は、当事者双方に完全善意 (perfect good faith) を求める契約の一つであり、このような善意が維持されることは極めて重要である。火災保険約款が詐欺的請求の場合に保険契約は無効となる旨の規定を有するのは通常であり、本件約款にもこのような条項があった。このような条項だけが、法の原則および健全な政策に合致している。被保険者に対し、このような詐欺を許し、そのうえ被保険者の虚偽の陳述と詐欺にもかかわらず、罹災したものの実際の価値について保険金を支払うことは、極めて危険である。したがって、保険金請求時に故意の虚偽の陳述および詐欺があった場合、被保険者は保険契約に基づくすべての権利を失う」²。

第2節 Britton 事件判決における Willes 判事の説示と詐欺的請求をしない義務に関する議論との関係

² *Id.* at 908-909 ; at 844.

Willes 判事の説示は、詐欺的過大請求³をした被保険者は、詐欺的な請求部分だけでなく正直な請求部分についても保険金を取得できないとする。このような結論だけが、法の原則および健全な政策に合致しているとする。この点が詐欺的請求に関するコモン・ローの心髄といえよう⁴。

問題は、どのような過大請求が詐欺的過大請求なのか、詐欺的過大請求の他に詐欺的請求に関するコモン・ローが適用される詐欺的請求はあるのかどうかである。故意の事故招致であることを隠した詐欺的請求、事故仮装による詐欺的請求に詐欺的請求に関するコモン・ローが適用されることに異論はないであろう。それでは、詐欺的手段の利用にも詐欺的請求に関するコモン・ローが適用されるか。後述するように、これを肯定する判決があらわれ、詐欺的請求に関するコモン・ローが適用される詐欺的手段の利用の範囲が議論の焦点となっているといえよう。

本説示では、詐欺的請求をしない義務が被保険者に課されるとは明示されていない。しかし、現在では、被保険者には詐欺的請求をしない義務が課され、義務違反により保険者は免責される、すなわち、詐欺的請求に関するコモン・ローは詐欺的請求をしない義務を被保険者に課していると解釈されているといっていよいであろう。したがって、どのような過大請求が詐欺的過大請求なのか、および詐欺的請求に関するコモン・ローが適用される詐欺的手段の利用の範囲に関する議論は、詐欺的請求をしない義務違反となる詐欺的請求の類型、要件に関する議論につながるといえる。

保険契約締結後においても当事者双方に完全善意が求められるとする説示内容は、最大善意の原則に関するコモン・ローを成文化した1906年海上保険法17条と詐欺的請求に関するコモン・ローの関係に関する議論につながる。仮に、詐欺的請求をしない義務違反に17条が適用されるとすると、後述のように、義務違反の効果は保険契約の遡及的な取消となる。つまり、17条と詐欺的請求に

³ 詐欺的過大請求とは、詐欺的請求に関するコモン・ローが適用される過大請求を指す。後述するように、過大請求すべてが詐欺的過大請求になるわけではない。

⁴ *Britton* 事件判決前にも、詐欺的過大請求に関する判決例があり、Willes 判事の説示内容と同様に、詐欺的過大請求をした者は保険金を一切取得できないという趣旨と解される意見が述べられている (e.g. *Goulstone v The Royal Insurance Company*, (1858) 1 F. & F. 276 ; [1930] 175 Eng. Rep. 725.)。

関するコモン・ローの関係に関する議論は、詐欺的請求をしない義務違反の効果に影響を及ぼす。

多くの学説は、*Britton* 事件判決における説示で述べられた法則が認められる理由として、保険契約が最大善意の契約であることをあげ、保険契約に詐欺的請求に関する条項がなくとも説示内容と同様の効果を認めている⁵。詐欺的請求をしない義務は約款に規定がなくとも課される最大善意の義務といえよう⁶。

第3節 詐欺的請求をしない義務違反による保険者免責と故意免責について

ここで、詐欺的請求をしない義務の本質を明らかにするために、保険金請求が詐欺的であることを理由とする保険者免責と被保険者による放火を理由とする保険者免責は異なるとする説示について検討しよう。

英国法においても、日本法と同様、被保険者が保険契約に基づいて補われる損害を故意に引き起こした場合、保険者は免責される。保険者免責の根拠は、損害を引き起こすための行動が、犯罪になるか否かによって二つに分かれる。すなわち、故意による犯罪によって引き起こされた損害が補償されないのは、公序良俗 (public policy) の次のルールを根拠とする。裁判所は、誰にも、自己の犯罪から利益を得るような援助あるいは犯罪を補償するような援助を与えない。故意に損害を引き起こしたが、それが犯罪を構成しない場合にその損害が保険によりて補償されないのは、次のような保険法のルールを根拠とする。被保険者は、故意に損害を引き起こした時、原則として保険金を取得できない。このような保険法のルールは、保険者は故意に引き起こされた損害をてん補することに合意していないとの推定に基づく契約解釈のルールのようなものである⁷。

⁵ e.g. A.W.B.Welford and W.W.Otter-Barry, *The Law Relating to Fire Insurance*, p 289-290 (4th ed. Butterworth, 1948) , 25 *Halsbury's Laws of England*, p 284 (4th ed. Butterworths, 1994) , J.Birds & N.J.Hird, *Birds' Modern Insurance Law*, p 263 (6th ed. Sweet & Maxwell, 2004) , M.A.Clarke, *The Law of Insurance Contracts*, p 846 (5th ed. Informa, 2006) .

⁶ 詐欺的請求に関する約款条項を研究した文献として、中西正明「英国保険約款における詐欺的請求条項」『傷害保険契約の法理』(有斐閣、1992年) 327頁以下がある。

⁷ *MacGillivray on Insurance Law*, p 348 (10th ed. Sweet and Maxwell 2003) .

このように、故意免責に該当するかどうかは、損害発生の原因で判断される。これに対し、詐欺的請求をしない義務違反があったかどうかは、保険金請求時に詐欺があったかどうかで判断される。被保険者が故意に損害を引き起こした疑いがあるような怪しい状況においては、被保険者が故意に損害を引き起こしたことを証明するよりも、請求過程において詐欺的な陳述があったことを証明する方が容易な場合がある⁸といわれている。もちろん、被保険者が故意に損害を引き起こしたことを理由に詐欺的請求をしない義務違反を主張することも可能であろう。すなわち、被保険者が故意に損害を引き起こしたにもかかわらず、そうではないと虚偽の陳述をした場合である。このような場合、詐欺的請求をしない義務違反は、故意に損害を引き起こしたことを理由に成立するのではなく、虚偽の陳述を理由に成立する。しかし、このような場合、保険者は、被保険者が故意に損害を引き起こしたことを立証しなければならない。同様のことは、事故の仮装を理由に詐欺的請求をしない義務違反を主張する場合にもいえよう。すなわち、保険者は被保険者が損害を被っていないことを立証しなければならない。

第2章 詐欺的請求に関するコモン・ローと1906年海上保険法17条の関係

第1節 詐欺的請求に関するコモン・ローと最大善意の原則

Britton 事件判決⁹における Willes 判事の説示が保険契約の完全善意性に言及していることから、詐欺的請求に関するコモン・ローは最大善意の原則に関係があると解することができる。しかし、Willes 判事の説示はこれらに関係がある根拠について述べていない。まず、この根拠を明らかにすることを試みよう。なお、詐欺的請求に関するコモン・ローは最大善意の原則に関係があると解することは、詐欺的請求に関するコモン・ローと1906年海上保険法17条の関係に関する議論が生じる原因ともなる。

保険契約は最大善意 (*uberrimae fidei*; utmost good faith) の契約であるとし

⁸ *Id.* at 509.

⁹ (1866) 4 F. & F. 905; [1930] 176 Eng. Rep. 843.

て他の契約と区別されている。その理由は、大まかにいえば、保険契約にはコモン・ローの原則である「*Caveat Emptor*（買主をして注意せしめよ）」が適用されず、当事者に開示義務が課されることにある。最大善意の原則のリーディング・ケースが、*Carter v Boehm* 事件¹⁰である。事案は、スマトラ島にあるマールボーロ城塞の損害に備える保険に関するものであり、被保険者（原告）は城塞の管理者である。この城塞がフランス軍に占領され損害を受けたため、被保険者は保険金を請求した。これに対し、保険者（被告）は、被保険者が城塞はヨーロッパ軍による攻撃に耐えられるほど頑丈ではないという事実を開示しなかったとして、保険金の支払を拒否した。Mansfield 卿は、被保険者の最大善意の義務の根拠について次のように述べた。

「保険は、推測に基づく契約である。偶然の出来事を見積もる基礎となる特別な事情は、一般に被保険者のみが知っている。保険者は被保険者の表示を信頼する。そして、保険者は、被保険者はそのような事情は存在していないと保険者を誤信させ、そのような事情は存在しないとして危険を見積もらせるために知っているいかなる事情も隠していないと信じて手続きを行う。そのような事情を隠蔽することは詐欺であり、それ故、保険契約は無効である。たとえ、隠蔽が詐欺的な意図なく間違いによっても、保険者は欺かれたことになり、保険契約は無効である。なぜならば、合意の時に理解し引き受けたつもりの危険と、実際に引き受けた危険が現実異なるからである」¹¹。

現在、最大善意の原則は成文化され、1906年海上保険法17条は、「海上保険契約は最大善意に基づく契約であり、当事者の一方が最大善意を守らない場合には、他方当事者はその契約を取り消すことができる」と規定している。最大善意の原則はあらゆる種類の保険契約に適用され¹²、保険契約の当事者に開示義務を課す。保険契約締結前に、被保険者に開示義務が課されることは1906年海上保険法18条に規定されており、最大善意の義務の相互性から保険者にも開

¹⁰ (1766) 3 Burr. 1905 ; [1909] 97 Eng. Rep. 1162.

¹¹ *Id.* at 1909 ; at 1164. 本件では、開示されなかった事情は保険者が種々の方法で得ることができた情報であり管理者の個人的な知識にのみ属するものではなかったとして、保険者の主張は認められなかった。

¹² *MacGillivray, supra* note 7, at 409.

示義務が課されることとなる。契約締結後にも、あらゆる状況において保険契約の当事者に開示義務が課されるかどうかは、契約締結後の最大善意の義務の内容に関する議論で問題とされる。

最近の判決例である *Orakpo v Barclays Insurance Services* 事件控訴院判決¹³および *Galloway v Guardian Royal Exchange (UK) Ltd.* 事件控訴院判決¹⁴においても、*Britton* 事件判決¹⁵で述べられた法則は最大善意の原則から生じていると分析されている。その理由として、保険者と被保険者間の事故状況に関する情報量の格差があげられている。すなわち、保険契約締結時に、被保険者だけが危険の性質に関する情報を知っていることから被保険者と保険者に危険の性質に関する情報量の格差があるように、保険事故発生時にも事故状況に関する情報量の格差があり、保険者は被保険者からの情報に依存するとの理由である。さらに、保険者は、被保険者は善意で保険金を請求すると期待できるべきであるとする。これは、このような保険者の期待は法的に保護されるべきということと解することができる。情報量の格差および保険者の期待保護は、まさに、最大善意の原則のリーディング・ケースである *Carter v Boehm* 事件判決において、Mansfield 卿が最大善意の義務である開示義務を保険契約締結時に被保険者に課した理由である。このことから、詐欺的請求に関するコモン・ローは最大善意の原則に関係するものといえよう。

詐欺的請求に関するコモン・ローが最大善意の原則と関係があるならば、詐欺的請求に関するコモン・ローと1906年海上保険法17条との関係が問題となる^{16 17}。後述するように、この問題は、保険金請求時の最大善意の義務の内容に関する

¹³ [1995] LRLR 443. 事案および判旨については後述する。

¹⁴ [1999] Lloyd's Rep. I.R. 209. 事案および判旨については後述する。

¹⁵ (1866) 4 F. & F. 905 ; [1930] 176 Eng. Rep. 843.

¹⁶ *Orakpo* 事件控訴院判決および *Galloway* 事件控訴院判決は、詐欺的請求に関するコモン・ローと1906年海上保険法17条との関係に言及していない。

¹⁷ 法律委員会は、保険契約法の見直しをはじめており、契約締結後の善意の義務および保険金請求時の詐欺も見直しの対象となっている。契約締結後の善意の義務と保険金請求時の詐欺は、密接に関連していることから、あわせて検討することが提案されている (Law Commission, Scottish Law Commission, *Insurance Contract Law Analysis of Responses and Decisions on Scope*, August 2006.)。なお、最終レポートの公表は、2010年以降になるようである。

議論との関連性が認められる。すなわち、保険金請求時の最大善意の義務は、詐欺的請求をしない義務に限られるのか、それとも、例えば開示義務も含まれるのかといった議論と関連する。また、詐欺的請求に関するコモン・ローが適用される詐欺的請求の類型に関する議論との関連性も認められる。すなわち、詐欺的手段の利用にも詐欺的請求に関するコモン・ローが適用されるのかという議論と関連する。さらに、この問題は詐欺的請求をしない義務違反の効果にも関連する。それでは、この問題に関する主要な判決をみてみよう¹⁸。とりわけ、①保険金請求時の被保険者の最大善意の義務の内容（以下、①の問題という）、②詐欺的請求をしない義務の法的性質¹⁹（以下、②の問題という）、③詐

¹⁸ 榎素寛「特別解約権の基礎」小塚莊一郎＝高橋美加編『商事法への提言』（商事法務、2004年）739頁以下において、これから検討する判決例の多くがとり上げられている。

¹⁹ 従来、最大善意の義務の法的性質は、主に契約締結前の開示義務について議論されてきた。すなわち、契約締結前の開示義務は、契約に基づくものか、あるいは裁判官が発展させたコモン・ロー上の義務かという争いがあった。19世紀には、黙示的条項の概念に基づく契約上の義務と解されていた（S.Park, *The Duty of Disclosure in Insurance Contract Law*, p 49 (Dartmouth, 1996), P.M.Eggers and P.Foss, *Good Faith and Insurance Contracts*, p 78 (LLP, 1998)）。しかし、*Merchants and Manufacturers Insurance Co.Ltd. v Hunt* 事件控訴院判決（[1941] 1 K.B. 295.）において、このような見解は、次のように否定された。「コモン・ロー上の開示義務であっても、契約の黙示的条項に基づく理論で十分に説明することは難しい。開示義務が黙示的条項であるならば、開示義務は契約が成立するまで生じないであろう」（*Id.* at 313.）。現在では、契約締結前の開示義務はコモン・ロー上の義務とする見解が優勢といえよう（e.g. *Banque Keyser Ullmann S.A. v Skandia (U.K.) Insurance Co.Ltd.*, [1990] 1 Q.B. 665.）。

契約締結前の開示義務は黙示的条項に基づく義務か、あるいはコモン・ロー上の義務かという議論は、義務は契約に基づくものかどうかという議論と互換えることができよう。すなわち、黙示的条項は、制定法、慣習あるいはコモン・ローをもとに黙示された条項といわれている（E.McKendrick, *Contract Law*, p 204-205 (6th ed. Palgrave, 2005)）。契約締結前の開示義務を黙示的条項に基づく義務とした場合、その条項の源はコモン・ローであろう。1906年海上保険法18条に基づく制定法を源とするものと解することもできるが、18条自体コモン・ローの成文化であるから、やはり、そのような条項の源はコモン・ローということになろう。したがって、契約締結前の開示義務を黙示的条項に

欺的請求をしない義務違反に17条が適用されるかどうか（以下、③の問題という）という点に焦点をあてる。

第2節 *The Litsion Pride* 事件高等法院判決

The Litsion Pride 事件高等法院判決²⁰は、契約締結後の最大善意の義務に関する議論を活発化させた判決であり、海上保険に関するものである。本件保険契約では、戦争のため危険である特定の領域に船が入る場合、被保険者は保険者に対しできるだけ早く通知をしなければならないこと、および追加保険料の支払が必要となる場合があることが規定されていた。*Litsion Pride* 号は、ヨーロッパからペルシャ湾に向けての航海に出発した。ペルシャ湾は、イラン・イラク戦争のために保険者に対する通知を必要とする特定の領域に指定されてい

基づく義務としてもコモン・ロー上の義務としても、義務の源はコモン・ローである。相違点は、契約上の義務かどうかである。すなわち、黙示的条項に基づく義務は契約上の義務であり、コモン・ロー上の義務は契約上の義務ではない。要するに、契約締結前の開示義務の法的性質に関する議論は、契約上の義務かどうかという議論といえよう。

契約締結後の最大善意の義務の法的性質に関する議論は、このような契約締結前の最大善意の義務の法的性質に関する議論の延長線上にあろう。しかし、後述するように、契約締結後の最大善意の義務違反の効果に影響を及ぼす重要な議論である。すなわち、契約上の義務であるならば、契約法の一般原則が適用されることとなる。

なお、コモン・ローをもとに黙示された条項は、二つのタイプに分類される。すなわち、事実上黙示された条項 (terms implied in fact) とコモン・ロー上黙示された条項 (terms implied in law) に分けられる。この分類は、*Scally v Southern Health and Social Services Board* 事件貴族院判決 ([1992] 1 A.C. 294.) で認められた。後述するように、詐欺的請求をしない義務の法的性質に関する議論は、詐欺的請求をしない義務はコモン・ロー上黙示された条項か、あるいはコモン・ロー上の義務かという議論と置き換えることができる。

²⁰ *Black King Shipping Corporation and Wayang (Panama) S.A. v Mark Randal Massie*, [1985] 1 Lloyd's Rep. 437. 本判決は、*Continental Illinois National Bank & Trust Co. of Chicago and Xenophon Maritime S.A. v Alliance Assurance Co. Ltd. (The Captain Panagos (D.P.))* 事件高等法院判決 ([1986] 2 Lloyd's Rep. 470.) において支持されている。

た。Litsion Pride 号は、1982年8月9日にペルシャ湾でイラク軍のミサイルを受け火災が発生したため沈没した。被保険者（原告）は、7月15日には、Litsion Pride 号がペルシャ湾に入ることを知っていたが、8月11日に、ブローカーに対し特定の領域に入ることを知らせる手紙を送付した。この手紙の日付は8月2日付となっていた。保険者（被告）は、保険金支払拒否の理由の一つとして、8月2日付の手紙は詐欺または最大善意の義務違反になることをあげた。

本判決は、保険金請求時の最大善意の義務には、詐欺的請求をしない義務だけでなく、非難に値する不実表示あるいは不開示をしない義務も含まれる²¹とした。ただし、これらの義務違反の要件として重要性を加えている。重要性の基準は、1906年海上保険法18条(2)に規定された契約締結前の開示義務の重要性の基準に類似する基準であるとし、不実表示あるいは不開示のあった事情が慎重な保険者の保険金の支払に関する判断に影響を及ぼす場合、その事情は重要である²²とする。このような保険金請求時の最大善意の義務違反に1906年海上保険法17条が適用されるとしながら、詐欺的請求をしない義務および最大善意の義務に違反して請求をしない義務は黙示的条項に基づくことを示唆した²³。さらに、本判決は、保険金請求時の詐欺は、前述の重要性の要件を満たすことを条件として、保険金請求の誠実性（おそらく故意の事故招致または事故仮装を意味する）あるいは請求金額に関する詐欺に制限されない²⁴とした。そして、本件については、問題の手紙は重要な詐欺を構成するとして、保険者の主張を認めた。

①の問題について、本判決は、被保険者の保険金請求時の最大善意の義務には詐欺的請求をしない義務だけでなく非難に値する不実表示あるいは不開示をしない義務も含まれるとした。詐欺的請求をしない義務と非難に値する不実表示あるいは不開示をしない義務の違いは、過失による不実表示が義務違反を構成するかどうかにある。すなわち、過失による不実表示は、詐欺的請求をしない義務の違反にはならないが、非難に値する不実表示あるいは不開示をしな

²¹ *The Litsion Pride*, [1985] 1 Lloyd's Rep. 437, at 512.

²² *Id.* at 511.

²³ *Id.* at 518-519.

²⁴ *Id.* at 513.

い義務の違反になる可能性がある²⁵。さらに、保険金請求時の詐欺は保険金請求の誠実性あるいは請求金額に関する詐欺に制限されないとしていることから、詐欺的請求をしない義務の詐欺の種類も拡大していると解することができる²⁶。

②の問題について、本判決は、詐欺的請求をしない義務は黙示的条項に基づくことを示唆する。③の問題については、詐欺的請求をしない義務違反に17条は適用されるとする。本判決の②の問題と③の問題に関する判示内容には矛盾があると指摘されている。すなわち、1906年海上保険法17条の保険契約の取消は遡及的な取消であることに異論はない²⁷。本判決²⁸においても、後述する *The Star Sea* 事件貴族院判決²⁹においても、この点は明確に述べられている。これに対し、英国契約法においては、契約違反は将来に向かって作用する³⁰。詐欺的請求をしない義務は黙示的条項に基づくとするならば、契約法の一般原則により、救済方法は将来に向けた契約の解除となるはず³¹との指摘である。このように、②の問題と③の問題は密接に関連しており、詐欺的請求をしない義務の法的性質は詐欺的請求をしない義務違反を理由とする保険契約取消の理論的根拠、および取消の遡及効の有無に重大な影響を及ぼす。

第3節 *The Star Sea* 事件貴族院判決

The Litsion Pride 事件高等法院判決³²をきっかけに、契約締結後の最大善意に関する議論が盛んになったが、このような状況の中で言い渡されたのが、*The Star Sea* 事件貴族院判決³³である。本件の事案は次のとおりである。被保

²⁵ B.Soyer, *Continuing Duty of Utmost Good Faith in Insurance contracts : still alive?*, [2003] LMCLQ 39, at 52.

²⁶ 本判決は詐欺的手段の利用のケースとの見解がある (*Id.* at 78.)。

²⁷ e.g. J.Birds & N.J.Hird, *supra* note 5, at 127.

²⁸ *The Litsion Pride*, [1985] 1 Lloyd's Rep. 437, at 515.

²⁹ *Manifest Shipping Co. Ltd. v Uni-Polaris Insurance Co. Ltd. and Others*, [2003] 1 A.C. 469, at para [51] .

³⁰ E.McKendrick, *supra* note 19, at 392.

³¹ B.Soyer, *supra* note 25, at 51.

³² [1985] 1 Lloyd's Rep. 437.

³³ [2003] 1 A.C. 469. 本判決をとり上げた文献として、中西正明「保険契約の

険者（原告・交差上訴人・被上訴人）が、Star Sea 号の火災を原因とする損害に関して保険金を請求したのに対し、保険者（被告・上訴人・上訴人）は、Star Sea 号は、発航の当時、不堪航であり、被保険者はこのことを了知していたとして、1906年海上保険法39条5項³⁴に基づき保険金の支払を拒否した。訴訟開始時の保険者の抗弁は、39条5項に基づく抗弁のみであった。訴訟中に、被保険者は、特権（privilege）があるとして、保険者が39条5項の抗弁に利用できそうな情報が記載されている Star Sea 号の姉妹船の火災の原因に関する専門家作成のレポートの開示を拒否した。そこで、保険者は、最大善意の義務違反に関する抗弁、すなわち、被保険者がレポートを開示しなかったことは1906年海上保険法17条に基づく最大善意の義務に違反するとの抗弁を加えた。保険者は、被保険者の最大善意の義務の具体的内容について、被保険者は、17条に基づいて、保険金請求に関して重要でありかつ保険金を支払うか拒否するかについての保険者の決定に影響を及ぼし得る知っているあらゆる情報を開示することを要求され、この義務は訴訟開始後も課されると主張した。保険者は、本件では、このような被保険者の最大善意の義務は、保険金請求そのものではなく、39条5項に基づく抗弁に関係することを認めている³⁵。

前述の三つの問題のうち、本判決が明らかにした点は、①の問題である。す

善意契約性とイギリス法—スターシー号事件貴族院判決—『損害保険研究』65巻3・4号67頁以下、青木隆太郎「STAR SEA 号火災事故の英国貴族院判決について」海事法研究会誌171号18頁以下がある。

³⁴ 次のように規定している。

期間保険においては、船舶が航海のいかなる段階においても堪航でなければならぬという黙示担保はない。ただし、船舶が被保険者の了知のもとに、不堪航の状態で就航させられた場合には、保険者は不堪航に起因する一切の損害について責任を負わない。

³⁵ 高等法院（[1995]1 Lloyd's Rep. 651.）は、39条5項に基づく抗弁には理由があるとし、17条に基づく抗弁については、保険者が保険金の支払を拒否したならば、その保険金請求に関する最大善意の義務は終了するため理由がないとした。控訴院（[1997]1 Lloyd's Rep. 360.）は、39条5項に基づく抗弁を認めず、17条に基づく抗弁についても、保険金請求時の被保険者の最大善意の義務は詐欺的請求をしないことだけを要求するとして認めなかった。貴族院は、39条5項に基づく抗弁を認めなかった。17条に基づく抗弁についても、本文で後述するように、認めていない。

なわち、保険金請求時の最大善意の義務は、詐欺的請求をしない義務あるいは正直に述べる義務に制限された。Hobhouse 判事は、先に紹介した *Goulstone* 事件判決³⁶および *Britton* 事件判決³⁷は、被保険者の善意の不遵守を抗弁としていますが、実質的には保険金請求をする際の被保険者の詐欺の事案であると分析している³⁸。そして、本件について、被保険者に詐欺があると認定されていないので、17条に基づく抗弁は理由がない³⁹とした。

保険金請求時の最大善意の義務の範囲を拡張することには慎重な見解がある。その最大のリスクは、詐欺に至らない、例えば、無罪の不実表示あるいは不開示の場合も保険契約を取り消すという制裁を被保険者に与えることを可能にすること⁴⁰といわれている。この見解は、*The Litsion Pride* 事件高等法院判決⁴¹をきっかけとする裁判所の最大善意の義務を拡張する傾向によって、非難に値しない被保険者に制裁を与えるような妥当性を欠く結果が導かれることになるが、*The Star Sea* 事件貴族院判決は、そのような傾向を完全に非難していない⁴²とする。すなわち、Clyde 判事の意見⁴³は保険金請求時の最大善意の義務に開示義務も含めるように思われ、Hobhouse 判事は、*The Litsion Pride* 事件高等法院判決を論理的ではない判決⁴⁴としながら、保険金請求時の最大善意の義務の範囲の拡張を非難するまでに至っていないとする。これに対し、

³⁶ (1858) 1 F. & F. 276 ; [1930] 175 Eng. Rep. 725.

³⁷ (1866) 4 F. & F. 905 ; [1930] 176 Eng. Rep. 843.

³⁸ *The Star Sea*, [2003] 1 A.C. 469, at para [64] .

³⁹ *Id.* at para [72] .

⁴⁰ N.J.Hird, *The Star Sea-the continuing saga of utmost good faith*, [2001] JBL 311, at 316.

⁴¹ [1985] 1 Lloyd's Rep. 437.

⁴² N.J.Hird, *supra* note 40, at 317.

⁴³ Para [7] の次の部分を指している。「ひとたび保険契約において善意の要素が遵守されるべきと認められ、そしてその要素によって開示義務が課せられると認められたならば・・・」。もっとも、この部分は、最大善意の義務の内容は状況に応じて異なることを説明している部分であり、保険金請求時の最大善意の義務として開示義務があるとまではいっていないと解することができる。

⁴⁴ *The Star Sea*, [2003] 1 A.C. 469, at para [71] .

Hobhouse 判事の意見については、契約締結後の最大善意の義務の範囲をさらに広げることを制限したとの見解⁴⁵もある。

本判決は、②の問題および③の問題について、明確に述べていない。ただし、②の問題に関連して、Hobhouse 判事は、最大善意の義務の法的性質について次のように述べている。

「論理的な構成は、契約締結自体に重要な影響を及ぼす善意の欠如と、相手方当事者に損害を与え得るあるいは継続している契約関係を破壊し得る契約履行段階における善意の欠如を区別することによって可能になる。前者は、たとえ契約が締結されて初めて重要になるとしても、契約から生ずるものではなく、契約締結前から存在する法の要求から生じる。救済方法は契約を取り消す権利である。後者は、契約の明示的あるいは黙示的条項から生じうる。それは契約から生じた契約上の義務であり、救済は契約法に基づく契約上の救済である」⁴⁶。

Hobhouse 判事は、明確に述べていないが、詐欺的請求をしない義務は黙示的条項によって課されるとの意見と解釈できるとする見解⁴⁷がある。確かに、Hobhouse 判事は詐欺的請求をしない義務を契約上の義務とし取消の効果は契約法の原則で解決する立場をとっていると解することができる。その理由として、次の点があげられる。第一に、ひとたび当事者が契約関係に入ったならば、当事者の義務は契約から生じると述べている⁴⁸。第二に、契約締結後の最大善意の義務違反を理由に保険契約を遡及的に取り消すことについて厳しく批判し

⁴⁵ B.Soyer, *The Star Sea—a lode star?*, [2001] LMCLQ 428, at 444. この見解は、他の法域では保険者が損害の発生に関係のない根拠に基づき免責されることを許す英国法のもつ極端な特徴をなくしてきていること等から、最大善意の義務の拡大は慎重になされなければならないことが分かる旨を述べている部分 (para [79]) を引用している。

⁴⁶ *The Star Sea*, [2003] 1 A.C. 469, at para [52].

⁴⁷ B.Soyer, *supra* note 25, at 76-77.

⁴⁸ 概ね次のように述べている。

契約の履行過程における最大善意の契約上の義務を認めることに概念上の困難さはない。そのような義務は、黙示的条項あるいは推認される契約条項から生じ得る。ひとたび当事者が契約関係に入ったならば、当事者の義務の源は契約である (*The Star Sea*, [2003] 1 A.C. 469, at para [50]) 。

ている⁴⁹。第三に、前記の引用部分は、契約締結後の最大善意の義務は契約上の義務とすることができるとする。第四に、*Orakpo* 事件控訴院判決⁵⁰において Hoffmann 判事が詐欺的請求に関するコモン・ローを契約上の法理と分析したことに賛成している⁵¹。

Orakpo 事件控訴院判決において、Hoffmann 判事は「保険金を請求する際の詐欺は契約の根源にまで届き、保険者は契約を解除できる (Any fraud in making the claim goes to the root of the contract and entitles the insurer to be discharged.)」と述べた。これは契約違反についての文体との見解⁵²がある。また、Hoffmann 判事が、詐欺的請求に関するコモン・ローをコモン・ロー上黙示された条項と分析していることから、詐欺的請求は契約の根源に達し、保

⁴⁹ 概ね次のように述べている。

17条の取消は、契約上の義務違反の救済方法とは異なり、遡及的な取消である。この遡及的な取消は、契約締結前に善意の義務違反がありそれが契約の締結に重要な場合、適切である。しかし、遡及的な取消を契約締結後の善意の義務違反に適用することは異例であり不均衡である。この結果は、實際上刑罰である。そして、原則と調和しない (*Id.* at para [51] .)。裁判所は、一貫して、被保険者の善意の義務が保険者の不誠実な行動を可能にする道具として利用されることに反対してきた。契約締結後の段階では、契約の遡及的な取消という救済方法は完全に一方に有利になることは避けられない。すなわち、この救済方法は、保険者が引き受けた損害のてん補責任を遡及的に免除するため、保険者にのみ有利である (*Id.* at para [57] .)。

⁵⁰ [1995] LRLR 443.

⁵¹ 概ね次のように述べている。

Orakpo 事件控訴院判決は、保険者は詐欺的請求を理由に契約を遡及的に無効とすることができるかどうかという問題に関する先例として十分に機能しない。なぜならば、*Orakpo* 事件控訴院判決において、Hoffmann 判事が、契約的な分析を採用したからである。Hoffmann 判事が使用した文言は、契約的な分析に基づいて十分に正当化される。詐欺は、保険者と被保険者の取引および契約関係を継続させることに根本的に矛盾する (*The Star Sea*, [2003] 1 A.C. 469, at para [66] .)。

⁵² M.A.Clarke, *supra* note 5, at 859, B.Soyer, *supra* note 25, at 53, H.N.Bennett, *Mapping the Doctrine of Utmost Good Faith in Insurance Contract Law*, [1999] LMCLQ 165, at 211.

険者は将来に向けて免責される⁵³と解することもできよう。つまり、Hoffmann 判事は、詐欺的請求に関するコモン・ローは黙示的条項に基づくものとし、保険契約の取消は契約法の一般原則に従って将来に向けて効力を生じると判示したと解釈できる。

このように、Hobhouse 判事は、②の問題に関して、詐欺的請求をしない義務の法的性質は契約上の義務としたと解することができる。したがって、詐欺的請求をしない義務違反に17条は適用されないとの立場をとっていると解することができる。しかし、明確には述べられていない。すなわち、本判決は、17条は保険契約締結前だけでなく締結後にも適用されること、17条の適用は訴訟の開始によって終了することは明らかにした。前者については、傍論的意見として述べる先例⁵⁴が多数ある⁵⁵とする。後者は、保険者に不利な判示内容であり、Hobhouse 判事が、その理由として次の点をあげている。第一に、訴訟開始によって、当事者の関係が対立関係になる。第二に、訴訟開始によって、訴訟手続のルールが当事者間の関係および当事者の権利を規律するため、17条に基づく取消による救済は必要なくなる⁵⁶。

Hobhouse 判事は、契約締結後の最大善意の義務違反の救済方法として保険契約の遡及的な取消を認めることについて厳しく批判していても、詐欺的請求に17条は適用されないとは明確に述べていない。逆に、Hobhouse 判事は、前述のとおり、詐欺が認定されていないから保険者の17条に基づく抗弁は認められないと判示していることから、詐欺的請求をしない義務は契約上の義務とすることが妥当であるとし、契約締結後の最大善意の義務違反を理由に保険契約を遡及的に取り消すことについて厳しく批判しながらも、詐欺的請求に17条が適用される可能性を残しているとも解釈できる。Hobhouse 判事は、詐欺的請求に関するコモン・ローを契約上の法理とする分析を是認するまでには至らな

⁵³ *MacGillivray, supra note 7, at 513-514.*

⁵⁴ e.g. *Overseas Commodities Ltd. v Style*, [1958] 1 Lloyd's Rep. 546, at 559.

⁵⁵ *The Star Sea*, [2003] 1 A.C. 469, at para [48].

保険金請求時以外に契約締結後の最大善意の義務が存在する可能性がある状況として、例えば、被保険者が担保範囲の変更を申し出た場合 (*MacGillivray, supra note 7, at 420.*) があげられる。このような場合、変更される部分について契約締結前と同様の開示義務が課されると考えられる。

⁵⁶ *The Star Sea*, [2003] 1 A.C. 469, at para [75].

英国保険法における詐欺的請求をしない義務

かったとする見解⁵⁷がある。

第4節 *The Mercandian Continent* 事件控訴院判決

The Star Sea 事件貴族院判決⁵⁸後に言い渡された *The Mercandian Continent* 事件控訴院判決⁵⁹は、1906年海上保険法17条に基づく遡及的な取消が適用される場面を制限した⁶⁰と解釈されている。本件は、責任保険契約に関するものであり、被保険者による過失ある修理により損害を受けた船の所有者（原告・被上訴人）が、被保険者が清算したため1930年第三者（保険者に対する権利）法（*The Third Parties (Rights against Insurers) Act 1930*）1条に基づき、保険者（被告・上訴人）に対して、船の修理に関する被保険者の責任を認めた判決に基づき修理費用等の支払を求めた事案である。保険者は、被保険者が船の修理に関する責任を確定する訴訟中にした文書偽造が最大善意の義務に違反すると主張した。文書の偽造は、保険者の利益のために、裁判権に関して行われた。すなわち、修理の責任に関する訴訟を英国の裁判所で行うよりも、トリニダードの裁判所で行った方が損害額を減額できるとのトリニダードの弁護士の間違ったアドバイスがあったために、被保険者は文書の偽造を行った。

Longmore 判事は、契約締結前の最大善意の義務違反を理由に保険契約を取

⁵⁷ *MacGillivray*, *supra* note 7, at 514.

⁵⁸ [2003] 1 A.C. 469.

⁵⁹ *K/S Merc-Scandia XXXVII v Certain Lloyd's Underwriters Subscribing to Lloyd's Policy No.25T 105487 and Ocean Marine Insurance Co. Ltd. and Others*, [2001] 2 Lloyd's Rep. 563.

高等法院（[2000] 2 Lloyd's Rep. 357.）は、本件は被保険者の最大善意の義務が生じないケースと判示している。その理由として次の点をあげる。本件保険者はリスクの引受あるいは変更を申し込まれたわけではなく、保険金の支払や保険金の支払に関する検討を求められたわけでもない。このような状況では最大善意の義務を課す根本的理由がない。裁判権に関する不実の表示は、被保険者の保険金請求と法的関係がなく、重要ではない。さらに、裁判権に関する文書偽造の結果として、保険者が保険金請求に関する何らかの行為をするように導かれたことを示す証拠がない（*Id.* at para [78] .）。

⁶⁰ H.Y.Yeo, *Post-Contractual Good Faith-Change in Judicial Attitude?*, [2003] 66 MLR 425, at 433.

り消すための条件である誘因と重要性は、契約締結後の最大善意の義務違反を理由に保険契約を取り消す時にも、状況の変化を酌量しつつ、適用されなければならない⁶¹とする。重要性の基準については、次のように述べている。(A) 詐欺は重要でなければならない。ここにいう重要とは、詐欺が保険者の最終的な責任 (ultimate liability) に影響を及ぼすことをいう。そして、(B) 詐欺の重大さ、あるいはその結果が、保険者が望むのであれば契約違反を理由に契約を終了させることができるようなものでなければならない⁶²。本件については、被保険者による裁判権に関する書類の偽造は保険者の最終的な責任に関係がないとした。

本判決は、契約締結前の最大善意の義務違反の要件である重要性と誘因は、その内容に違いはあるが、契約締結後の最大善意の義務違反に17条を適用する際にも要件となるとする。本判決で述べられた契約締結後の最大善意の義務違反における重要性の要件は保険者の最終的な責任への影響を必要とすることから特定の保険者を基準としており誘因の必要性を包含しているため、誘因の要

⁶¹ *The Mercandian Continent*, [2001] 2 Lloyd's Rep. 563, at para [26].

契約締結前の被保険者の開示義務の重要性の基準については、1906年海上保険法18条2項において、慎重な保険者が保険料の額を定め、又は危険を引き受けるかどうかを決定する際にその判断に影響を与える事実、すべて重要な事実とすると規定されている。*Pan Atlantic Insurance Co. Ltd. v Pine Top Insurance Co. Ltd.* 事件貴族院判決 ([1995] 1 A.C. 501.) は、18条2項の重要性の基準を満たす事実であるかどうかの判断基準は、リスクを評価する際の慎重な保険者の思考過程に影響を及ぼす事実かどうかであり、開示されたならば慎重な保険者の決定に決定的な影響を及ぼす事実かどうかではないとした。そして、保険者が被保険者の不開示あるいは不実表示を理由に保険契約を取り消すためには誘因が必要であるとした。その誘因は、一般法の不実表示の誘因と同じ意味とする。一般法の不実表示の要件としての誘因は、唯一の誘因である必要はない (*Edgington v Fitzmaurice*, (1885) 29 Ch.D. 459, at 485.)。契約締結前の重要性および誘因と、契約締結後のそれらの違いについては後述する。

Pan Atlantic 事件判決をとり上げた文献として、中西正明「最近の英国告知義務判例」大阪学院大学法学研究25巻1号1頁以下、中村雅人「イギリスの告知義務における重要性」松山大学論集10巻6号85頁以下、山下友信「最大善意の原則は時代遅れか？」海法会誌復刊39号113頁以下がある。

⁶² *The Mercandian Continent*, [2001] 2 Lloyd's Rep. 563, at para [35].

件は不要である⁶³と指摘されている。すなわち、契約締結前の最大善意の義務違反における重要性の基準は慎重な保険者を基準としており、誘因の要件を設けることに意義があるが、契約締結後の最大善意の義務の重要性の要件が特定の保険者を基準にしているとすると、誘因の要件を包含することとなり、別個に誘因の要件を設ける意義がない。また、契約締結前の最大善意の義務違反の要件としての誘因と本判決の重要性の基準に包含される誘因は異なると指摘する。すなわち、契約締結前の義務違反の要件としての誘因は決定的でなくてもよい。問題となる事項が、表示受領者の契約締結に関する判断に重要ではないとしても何らかの影響を及ぼしたのであれば十分であり、唯一の誘因である必要はない。立証責任に関しては、誘因であるとの推定があるようだ。これに対し、本判決のいう誘因は、保険者が信頼した被保険者の行動が保険者の最終的な責任あるいは少なくとも抗弁に直接的な関連性を有すること、すなわち、保険者に重大な侵害を与えるに相違ないことと表現されており、誘因が保険者の判断に決定的な影響を及ぼすことが必要と解することができるから、誘因であるとの推定が働く余地がほとんど無いことになる。それ故、契約締結後の義務違反の要件である誘因は、締結前の誘因よりも強い誘因のようだ⁶⁴とする。

さらに、本判決に対しては、次のような指摘もある。契約違反の救済方法は将来効であるのに、なぜ、保険者は最大善意の義務違反を理由に保険契約を遡及的に取消すことができるのか。逆にいえば、ある状況において契約違反が17条違反になるとするのであれば、なぜ、17条に明記された救済方法が否定されるのか明らかではない⁶⁵。

本判決は、17条が適用される契約締結後の最大善意の義務に関して判示しているが、17条が適用されない契約締結後の最大善意の義務が存在する可能性を否定していない。本判決は、①の問題に関しては明確にしていないうえよう。②の問題および③の問題に関して、Longmore 判事は次のように述べている。

「詐欺的請求をしない義務が課されること、および実際に詐欺的請求をした場合に保険金を取得できないことは、黙示的条項から認められるとする

⁶³ H.Y.Yeo, *supra* note 60, at 435-436.

⁶⁴ *Id.* at 436.

⁶⁵ N.Hird, *The Saga of the Continuing Duty of Utmost Good Faith-the sequel*, [2002] JBL 327, at 331.

よりもコモン・ローから認められるとする方が妥当である。このコモン・ローのルールは、保険引受人と被保険者の間に存在する善意の義務から生じ得るし、契約締結後に17条が適用される例となり得る。・・・たとえば詐欺的請求をしない義務が善意の原則から生じているとしても、当事者は保険契約の取消（avoidance）以外の効果を契約に定めることができることに疑いがない」⁶⁶。

第5節 The Aegeon 事件控訴院判決

The Aegeon 事件控訴院判決⁶⁷は、詐欺的請求に関するコモン・ローは詐欺的手段の利用にも適用されるとした判決である。すなわち、詐欺的請求に関するコモン・ローは過大請求のケースにおいて確立してきており、詐欺的過大請求が認められたならば、約款に保険者免責と規定されていなくても、詐欺的請求に関するコモン・ローに基づき保険者は免責される。これに対し、詐欺的手段の利用の場合に保険者は免責されるという約款規定がなくとも、詐欺的手段の利用が認められた時に詐欺的請求に関するコモン・ローを適用し保険者が免責されるかどうかは、最近まで不明であった⁶⁸。本判決は、詐欺的請求に関するコモン・ローが適用される詐欺的請求の類型に詐欺的手段の利用も含まれるとした。この点は、①の問題に関連するが、保険金請求時の被保険者の最大善意の義務の内容というよりも、詐欺的請求をしない義務の詐欺の類型に関する。

本件の事案は次のとおりである。1996年2月19日に被保険者所有の船である Aegeon 号が金属の熱間加工をしている際に生じた火災により損害を受けたため、被保険者（原告・被上訴人）が、海上保険に基づき、保険者（被告・上訴人）に保険金を請求した。保険者は多くのワランティ違反があるとして保険金の支払を拒否した。とりわけ問題となったワランティは、金属の熱間加工は

⁶⁶ *The Mercandian Continent*, [2001] 2 Lloyd's Rep. 563, at para [11].

⁶⁷ *Agapitos and another v Agnew and others*, [2003] Q.B. 556.

⁶⁸ 従来から、請求が詐欺的であった場合、あるいは保険契約に基づく何かを得るために詐欺的手段が利用された場合、保険契約に基づくすべての利益を喪失すると約款に規定されている場合がある。このような詐欺的手段の利用に関する約款規定に基づく主張がなされた判決例として、*Welch v Royal Exchange Assurance* 事件控訴院判決（[1939] 1 K.B. 294.）があげられる。

LSA (London Salvage Association) の証明書が発行されるまで始められないというワランティである。被保険者は訴訟を提起し、保険者はワランティ違反を抗弁として主張した。訴訟中に、被保険者は、1996年2月12日に金属の熱間加工を始めたと述べたが、その後、金属の熱間加工は1月下旬頃に始められていたことを証明する書類を提出した。これを受けて、保険者は抗弁の変更を求めた。すなわち、保険者は、被保険者には詐欺的請求に関することを含む契約締結後の最大善意の義務が課されており、被保険者による金属の熱間加工を始めた日についての不実表示を理由に保険契約を取り消すことができると主張した。第一審は、成功の見込みがないとして、保険者の抗弁の変更を認めなかった⁶⁹。保険者は、上訴審において、正直な請求を維持するための詐欺的な主張は詐欺的請求になり、そのような詐欺的な主張（詐欺的手段の利用）があったならば保険者は免責されるとする根本的な理由は、詐欺的請求に関するコモン・ローと同じ、つまり嘘をつかないように動機付けるためと主張した。

本件は、保険事故や損害額に関する虚偽の陳述ではなく、ワランティ違反を隠そうとして熱間加工が始められた日付について虚偽の陳述をしたことが問題となったので、詐欺的手段の利用の事案となる。本判決は、保険金請求の有効性に関する詐欺がある事故仮装や損害額に関する詐欺がある詐欺的過大請求と、詐欺的手段の利用を次のように区別している。

「損害がないあるいは損害額が誇張されたケースという狭義の詐欺的請求と詐欺的手段の区別は明確である。すなわち、被保険者が損害はないと知りながら、あるいは損害は請求額よりも少ないと知りながら請求したならば、狭義の詐欺的請求となり得る。詐欺的手段は、被保険者が、請求した損害を受けたと信じながら、虚偽の表示により請求に関する事実を改善したり修正したい時に利用される」⁷⁰。

⁶⁹ 第一審 (unreported, ILM 14.1(5)) は、契約締結後の最大善意の義務について、次のように判示している。ワランティ違反があったならば保険者の義務は終了することとなる。最大善意の義務の相互性から、被保険者の義務もワランティ違反の時に終了する。ワランティ違反がなければ、最大善意の義務違反とはならない。保険金請求時に課される被保険者の義務は、訴訟が提起された時に終了する。本件の虚偽の陳述は正直な請求を詐欺的請求に変えるものではない。

⁷⁰ *The Aegeon*, [2003] Q.B. 556, at para [30].

そして、本判決は、詐欺的手段の利用は詐欺的請求の亜種として扱われる⁷¹とした。本件については、詐欺的請求に関するコモン・ローの適用期間は訴訟開始によって終了するため⁷²、訴訟中になされた詐欺的手段の利用に詐欺的請求に関するコモン・ローの適用はないとして、保険者の主張は認められなかった。なお、詐欺的請求に関するコモン・ローの適用が訴訟開始によって終了する理由は、*The Star Sea* 事件貴族院判決⁷³が1906年海上保険法17条の適用は訴訟開始によって終了するとした理由と同じである。

③の問題に関して、本判決は、詐欺的請求（詐欺的手段の利用を含む）に関するコモン・ローは17条の適用範囲外であるから、遡及的取消の問題は生じない⁷⁴とした。なお、*The Mercandian Continent* 事件控訴院判決⁷⁵は、詐欺的請求あるいは詐欺的手段の利用の事案ではなく、この判決において述べられた17条適用の要件である重要性の基準は、そのような事案に必ずしも適当ではないとする。もし、その重要性の基準を詐欺的手段の利用に適用したならば、次のような結果になるとする。第一に、詐欺的手段の利用は、一般に重要ではないこととなる。第二に、詐欺的手段の利用を理由に免責されるとの予備的な主張が不可能になるであろう⁷⁶。また、その重要性の基準を採用したならば、ほとんどのケースにおいて詐欺的手段の利用に制裁はないということになる⁷⁷とする。要するに、*The Mercandian Continent* 事件控訴院判決において述べられた重要性の基準は詐欺的請求に関するコモン・ローには不適切とした。

⁷¹ *Id.* at para [45].

⁷² *Id.* at para [52].

⁷³ [2003] 1 A.C. 469.

⁷⁴ *The Aegeon*, [2003] Q.B. 556, at para [45].

⁷⁵ [2001] 2 Lloyd's Rep. 563.

⁷⁶ *The Aegeon*, [2003] Q.B. 556, at para [35]. 第二の点は、たとえ詐欺的手段の利用に詐欺的請求に関するコモン・ローが適用されるとしても、*The Mercandian Continent* 事件控訴院判決において述べられた重要性の要件を適用すると、保険者に有効な抗弁を与える事実についての虚偽の表示のケースのみが詐欺的手段の利用になるから、保険者は、予備的に、そのような虚偽の表示にあたらなくても詐欺的手段の利用になるとして免責を主張できないことを問題としているものといえる。

⁷⁷ *Id.* at para [37].

詐欺的請求に関するコモン・ローは、主に詐欺的過大請求の事案において確立してきた。*The Aegeon* 事件控訴院判決は、詐欺的手段の利用にも詐欺的請求に関するコモン・ローが適用されるとした。Mance 判事が、詐欺的請求に17条は適用されず保険契約が遡及的に取り消されることはないとしながら、詐欺的手段の利用に詐欺的請求に関するコモン・ローを適用するとしたことを支持する見解⁷⁸がある。すなわち、詐欺的請求の救済方法として保険契約の遡及的な取消は認められないこととなるため、被保険者の不正とそれに対する救済方法が不均衡になることを回避でき、かつ保険者は詐欺的請求の定義を詐欺的手段まで広げることにより保護を受ける。なお、後述するように、本判決が認める詐欺的手段の利用の射程について二つの見解があり、どのような詐欺的手段の利用に詐欺的請求に関するコモン・ローが適用されるかは明確ではない。

The Mercandian Continent 事件控訴院判決⁷⁹を下した Longmore 判事は、*The Aegeon* 事件控訴院判決が詐欺的請求および詐欺的手段に関するルールは17条の適用範囲外としたことについて、幾分驚くべき進展との見解を示している。なぜならば、制定法上の善意の概念が契約締結後にも適用されるのであれば、詐欺的請求のケースは最も明確で無視できない契約締結後の善意の欠如に関する例だからである。しかし、いかに法の解釈が勇敢であろうとも、歓迎される進展である⁸⁰とする。

第6節 主要な判決のまとめ

詐欺的請求に関するコモン・ローと1906年海上保険法17条の関係に関する議論について、①保険金請求時の被保険者の最大善意の義務の内容、②詐欺的請求をしない義務の法的性質、③詐欺的請求をしない義務違反に17条が適用されるかどうかには焦点をあてて、主要な判決を検討した。②の問題と③の問題は、密接に関連しており、実質的には、詐欺的請求をしない義務違反を理由とする保険契約の取消に遡及効を認めるかどうかという問題に関わる。この点は、詐

⁷⁸ B.Soyer, *supra* note 25, at 77, H.Y.Yeo, *supra* note 60, at 439.

⁷⁹ [2001] 2 Lloyd's Rep. 563.

⁸⁰ A. Longmore, *Good Faith and Breach of Warranty: Are We Moving Forwards or Backwards?*, [2004] LMCLQ 158, at 167.

欺的請求をしない義務違反の効果を検討する際に、再度とり上げる。

ここで、保険金請求時の被保険者の最大善意の義務の内容および詐欺的請求をしない義務の詐欺の類型に関する判示内容をまとめよう。前者について、*The Litsion Pride* 事件高等法院判決は、詐欺的請求をしない義務だけでなく非難に値する不実表示あるいは不開示をしない義務もあるとした。しかし、*The Star Sea* 事件貴族院判決は、詐欺的請求をしない義務あるいは正直に述べる義務に制限した。後者について、*The Litsion Pride* 事件高等法院判決は、保険金請求時の詐欺は保険金請求の誠実性あるいは請求金額に関する詐欺に制限されないとした。本判決を詐欺的手段の利用のケースとみる見解があり、本判決は詐欺的請求の詐欺の内容を拡大し類型を増やしたと解することができる。*The Star Sea* 事件貴族院判決では、この点を否定的に捉える意見が述べられているが、*The Aegeon* 事件控訴院判決は、詐欺的請求に関するコモン・ローを17条の適用範囲外として扱うとしながら詐欺的手段の利用にも詐欺的請求に関するコモン・ローが適用されるとした。要するに、*The Litsion Pride* 事件高等法院判決において認められた保険金請求時の被保険者の最大善意の義務の内容は、後の判決によって縮小されたが、詐欺的請求をしない義務の詐欺の類型は、後の判決によって、詐欺的請求に関するコモン・ローは17条の適用範囲外として扱うとしながら認められた。

第3章 詐欺的請求をしない義務違反の成立要件

第1節 詐欺的請求の詐欺の要件

詐欺的請求の詐欺の要件として、①主観的要件、②実質性の要件、③重要性の要件があげられている⁸¹。これらの要件について、簡単に説明しよう。

主観的要件は、虚偽の表示が、故意になされたこと、あるいは、無謀に（recklessly）真実であるか虚偽であるかについて注意を払うことなくなされたことを要求する⁸²。過失による虚偽の表示は、詐欺を構成しない⁸³。

⁸¹ M.A.Clarke, *supra* note 5, at 850.

⁸² *Lek v Mathews*, (1927) 29 Ll.L.Rep. 141. 本件は、被保険者（原告・上訴人・被上訴人）が切手のコレクションを盗まれたとして盗難保険に基づき44,000ポ

詐欺には沈黙による詐欺も含まれる⁸⁴。The *Aegeon* 事件控訴院判決は、被保険者が正直に保険金を請求した後に虚偽であることに気づいたが保険金請求を訂正しなかった場合、詐欺的請求になる⁸⁵とした。

実質性の要件は、*de minimis rule*（法は些事に関せず）の適用にすぎないようである⁸⁶。

重要性の要件は、虚偽の陳述が保険者の責任の内容に決定的な影響を及ぼす（*decisive effect on the readiness of the insurer to pay*）時に満たされる⁸⁷。

実際には、これらの要件を核として、詐欺的請求の類型によって、これらの要件の内容がより高度な要求を課すものとなったり、逆に、要件を満たす範囲が拡大していたりするといえる。すなわち、実際には、詐欺的請求に関する判決例は、どのような過大請求が詐欺的過大請求であり詐欺的請求に関するコモン・ローが適用されるか、あるいは、どのような詐欺的手段の利用に詐欺的請求に関するコモン・ローが適用されるかということの問題としており、上述の三つの要件の内容が、詐欺的請求の類型により異なっているといえる。詐欺的請求の要件は、上記の要件をもとに、詐欺的請求の類型に即して分析した方が

ンドの保険金を請求した際に、盗まれた切手の価値は44,000ポンドと信じていたのであるが、損害額を証明するために盗まれた切手のリストに所有していなかった切手を故意に載せたため、保険者（被告・被上訴人・上訴人）が虚偽の請求に関する条項に違反するとして保険金の支払を拒否した事案である。本文に引用した部分は、虚偽の請求に関する条項の解釈に関する部分である。第一審は、請求は虚偽で詐欺的であると認め、第二審は、保険者に保険金の支払を命じた。貴族院は、第一審を支持し、詐欺を認めた。

⁸³ M.A.Clarke, *supra* note 5, at 849.

詐欺的請求の詐欺は、コモン・ローの詐欺のようだといわれている（*Ibid.*）。コモン・ローの詐欺に関する先例である *Derry v Peek* 事件貴族院判決（(1889) 14 A.C. 337.）において、詐欺は次のように述べられている。虚偽の表示が、(1)故意になされた、または(2)その真実性に関して確信なくなされた、または(3)無謀に（*recklessly*）真実であるか虚偽であるかについて注意を払うことなくなされたことが必要である。

⁸⁴ M.A.Clarke, *id.*, at 850.

⁸⁵ *The Aegeon*, [2003] Q.B. 556, at para [45].

⁸⁶ M.A.Clarke, *supra* note 5, at 850, *Lek v Mathews*, (1927) 29 Ll.L.Rep. 141.

⁸⁷ M.A.Clarke, *id.*, at 853.

明確になるようである。それでは、詐欺的請求の類型ごとに要件を整理しよう。

第2節 詐欺的請求をしない義務に違反する過大請求

損害の過大評価は必ずしも詐欺とはならない。なぜなら、被保険者は正直に損害を過大評価した、あるいは、間違っただけで過大評価したのかもしれない、損害の程度と評価は主として意見の問題であるからである⁸⁸。これらのケースは、主観的要件が満たされていないといえよう。また、些細な損害額の誇張も、実質性の要件を満たしていないから、詐欺的請求として扱われないであろう。さらに、厳密に言えば、主観的要件、実質性の要件および重要性の要件を満たすとしても、交渉額（starting figure for negotiation）の提示としての過大請求は許される⁸⁹。すなわち、前述の三つの要件を満たした過大請求は、直ちに、詐欺的請求に関するコモン・ローが適用される詐欺的過大請求になるとはいえない。換言すれば、詐欺的過大請求は、前述の三つの要件を満たした過大請求よりも狭い範囲に属する過大請求である。その範囲は、主観的要件の悪性を高める、すなわち、詐欺的な意図を必要とすることにより、あるいは、実質性の要件を具体化することにより、狭められているといえよう。

実質性の要件により過大請求が詐欺的であるかどうかを判断することは、*Orakpo* 事件控訴院判決⁹⁰をきっかけにしており、主観的要件によって判断することよりも歴史が浅い。さらに、最近、情報量の格差があるかどうかを重視するという見地から、過大請求が詐欺的であるかどうかを判断した判決があらわれた。このような判決は、前述の三つの要件の内容によってではなく、情報量の格差によって、詐欺的過大請求となる範囲を縮小しているといえよう。それでは、過大請求が詐欺的であるかどうかの判断を、主観的要件によるケース、実質性の要件によるケース、および情報量の格差によるケースに分けて検討してみよう。

なお、過大請求には、二つの類型があるといわれている。第一の類型は、被

⁸⁸ A.W.B.Welford and W.W.Otter-Barry, *supra* note 5, at 291, E.R.H.Ivamy, *General Principles of Insurance Law*, p 436 (6th ed. Butterworths, 1993) .

⁸⁹ e.g. *London Assurance v Clare*, [1937] 57 Ll.L.Rep. 254.

⁹⁰ [1995] LRLR 443.

保険者が、損害額を単に誇張するものである。第二の類型は、被保険者が機会をとらえて、失っていないあるいは損害を受けていないものについて請求するものである⁹¹。例えば、家財が火災により焼失したとして保険金請求をした時に、1万円の価値しかない机を10万円の価値があるとして保険金請求をした場合は、第一類型である。もともと10万円の机は存在しなかったのに、10万円の机が焼失したとして保険金を請求した場合は、第二類型である。

1. 主観的要件によるケース

主観的要件によって過大請求は詐欺的であったかどうかを判断する場合、主観的要件として、故意または無謀ではなく、詐欺的な意図が求められるといえよう。すなわち、詐欺的な意図をもってした過大請求は詐欺的過大請求である⁹²。

判決例の評価として、詐欺的な意図は、損害の過大評価の程度から推論できるとの見解がある。すなわち、損害の過大評価が、被保険者は正直に請求したのではなく保険者から詐取する意図で請求したに違いないという推論に導くほど法外である場合、過大請求は詐欺的過大請求と考えられるとの見解⁹³がある。このような見解を参考にして、詐欺的な意図が推論されているといわれる火災保険に関する判決を分析すると、損害額の誇張の程度から詐欺的な意図を推論するためには、損害額と請求金額の差額だけではなく、被保険者が損害額を知っていた、あるいは請求金額がかなり誇張された金額であることを知っていたことも証明する必要がある。

例えば、*Goulstone v The Royal Insurance Company* 事件判決⁹⁴は、被保険者が以前自ら50ポンドと評価した財産について260ポンドを請求した事案である。

また、*London Assurance v Clare* 事件高等法院判決⁹⁵は、被保険者が以前20,000

⁹¹ P.M.Eggers and P.Foss, *supra* note 19, at 230.

⁹² A.W.B.Welford and W.W.Otter-Barry, *supra* note 5, at 291, E.R.H.Ivamy, *supra* note 88, at 436.

⁹³ A.W.B.Welford and W.W.Otter-Barry, *id.*, E.R.H.Ivamy, *id.*, at 437, *Halsbury's, supra* note 5, at 284.

また、多くのケースにおいて、詐欺的な意図は故意に誇張した請求から当然に推論できるとする見解もある (*MacGillivray, supra* note 7, at 511.)。

⁹⁴ (1858) 1 F. & F. 276 ; [1930] 175 Eng. Rep. 725.

⁹⁵ [1937] 57 L.L.Rep. 254.

ボンドで売りに出した在庫品について81,000ボンドを請求した事案である。両判決の事案の共通点として、損害を受ける前に、被保険者が保険の目的物について自ら何らかの形で評価していたことがあげられる。また、*Central Bank of India, Ltd. v Guardian Assurance Co.Ltd. and J Rustomji* 事件枢密院司法委員会判決⁹⁶は、被保険者が、査定者が約43,000ルピーと評価した小麦等に関して約4,000,000ルピーの保険金を請求した事案である。第一審は詐欺はないとしたのに対し、第二審は詐欺を認めた。被保険者から保険契約の譲渡を受けた銀行の上訴に対し、Maugham 判事は、上訴人は主張した損害額を証明しておらず、請求は著しく誇張されていたとする十分な証拠があり、そして被保険者はきつとこの著しい誇張に気づいていたに相違ないから、請求は詐欺的であるといえるとした。

なお、損害額と保険金請求額との比較から保険金請求時の詐欺的な意図を推論し詐欺的過大請求としたのではなく、保険金額と保険事故発生時の真の評価額との比較から詐欺的過大請求としたとみられる判決がある。*O'Connell v Pearl Assurance Plc. and Others* 事件高等法院判決⁹⁷は、200,000ポンドの保険が付けられた雌馬が死亡したため、200,000ポンドの保険金請求がなされた事案である。雌馬の死亡時の評価は20,000ポンドと認定された。200,000ポンド（保険金額）と20,000ポンド（死亡時の価値）の差額はとても大きいことから、被保険者は、雌馬に200,000ポンドの保険をつけたことは偽りであり、保険金請求は詐欺的であると知っていたに相違ない⁹⁸と判示された。本判決によって、過大請求をするために保険の目的物について故意に節度を越えた過大評価をすることは詐欺と考えられる場合があることが確立された⁹⁹といわれている。

詐欺的な意図により過大請求が詐欺的かどうかを判断する場合、交渉額の提示としての過大請求は詐欺的な意図がないから詐欺的過大請求とはならないと説明できよう。ただし、過大評価が、保険者に請求金額全額を支払わせようという詐欺的な意図で提示されたのではないとしても、保険者と交渉するための

⁹⁶ [1936] 54 Ll.L.Rep. 247.

⁹⁷ [1995] 2 Lloyd's Rep. 479.

⁹⁸ *Id.* at 508.

⁹⁹ D.Morse and L.Skajaa, *Tackling Insurance Fraud : Law and Practice*, p 28 (LLP, 2004) .

共通基盤 (basis) を固定させる目的で故意になされた場合、過大請求は詐欺的過大請求となるとの見解¹⁰⁰もある。

2. 実質性の要件によるケース

従来の判決例は、詐欺的な意図によって詐欺的過大請求であるかどうかを判断してきたといえるが、*Orakpo* 事件控訴院判決¹⁰¹が保険金請求は実質的に詐欺的 (substantially fraudulent) であるから無効と判示したことから、実質性の要件に関する議論が始まった。

Orakpo 事件は、13の寝室居間兼用の部屋を有する家が保険の目的であった事案である。家の所有者である被保険者 (原告・上訴人) は、保険契約締結時、家は荒廃した状態であり修理が必要であったにもかかわらず、住宅は手入れの行き届いた状態であると不実表示をした。保険金請求時には、保険事故である浸水あるいは嵐が原因とは思われない乾腐病の被害と2年9ヶ月分の部屋の賃貸料について被害総額を算定し保険金を請求した。また、賃貸料について、3部屋しか賃貸していなかったのに13部屋すべてが賃貸されているとして保険金を請求した。控訴院は、第一審を支持し、保険契約締結時の不実表示を認め、保険金請求についても、虚偽があることを知りながら著しく誇張された保険金請求をしたとして、実質的に詐欺的であることを認めた。

Galloway v Guardian Royal Exchange (UK) Ltd. 事件控訴院判決¹⁰²において、保険金請求の一部が詐欺的である場合の実質性の基準¹⁰³について二人の裁判官が異なる基準を示している。本件は、家財保険に関する事案であり、被保険者 (原告・上訴人) は盗難に遭ったとして保険者 (被告・被上訴人) に対して16,133.94ポンドの保険金を請求した。この保険金請求額には、コンピュータ

¹⁰⁰ E.R.H.Ivamy, *supra* note 88, at 437.

¹⁰¹ [1995] LRLR 443.

¹⁰² [1999] Lloyd's Rep. I.R. 209. 第一審 (未公表) は、被保険者の主張、すなわち、たとえ被保険者の保険金請求が偽造したレシートを使用し、存在しなかったコンピュータに関する請求が含まれた詐欺的請求であったとしても、正直な請求部分について保険金を取得できるという主張を認めなかった。

¹⁰³ 本判決においては、「material」という文字が使われている。実質的には、*Orakpo* 事件控訴院判決において使われた「substantial」と同じ意味と考えられるため、本文においては、実質性の基準とした。

に関する損害2,000ポンドが含まれていた。しかし、コンピュータに関する損害は発生しておらず、しかも、被保険者はコンピュータ購入時のレシートを偽造していた。Woolf MR 判事は、詐欺的請求にあたるかどうかは、問題の保険金請求金額全体に対する詐欺的請求の割合で判断するとした。本件については、詐欺の部分が請求金額全体の約10%にあたるから、実質的な詐欺にあたる¹⁰⁴とした。これに対し、Millett 判事は、割合で判断することは正直な請求金額が大きい場合に重大な詐欺的請求に対し制裁がないという不合理な結論を導く¹⁰⁵と批判した。そして、正直な請求部分の大きさは関係がないとし、本件のようなケースにおける適切なアプローチとして、次のような基準を示した。詐欺的請求の部分だけを分離して、被保険者の当該保険金請求のやり方 (the making of that claim by the insured) が善意の義務違反として被保険者を非難し保険契約を取消す (avoid)¹⁰⁶ことを正当化するほど重大かどうかを考慮するという基準を示した¹⁰⁷。Millett 判事も、本件は実質的な詐欺にあたるとした。

両判事の基準について、次のように指摘されている。例えば、200ポンドの請求金額のうち40ポンドが誇張された金額である場合、Woolf MR 判事の実質性の基準によれば詐欺的請求となろうが、おそらく Millett 判事の実質性の基準によれば詐欺的請求とならないであろう。同様に、200,000ポンドの請求金額のうち3,000ポンドが誇張された金額である場合、Millett 判事の実質性の基準によれば詐欺的請求になるかもしれないが、Woolf MR 判事の実質性の基準によれば詐欺にならないであろう。公平な決定のためには、この二つの基準は、同時に適用されるべきである¹⁰⁸と提案されている。

¹⁰⁴ Galloway, [1999] Lloyd's Rep. I.R. 209, at 213-214.

¹⁰⁵ この批判を支持する見解が示されている (M.A.Clarke, *supra* note 5, at 850.)。

¹⁰⁶ Millett 判事は、「avoid」という文字を使っていることから、遡及的な取消を意味していると理解できる。

¹⁰⁷ Galloway, [1999] Lloyd's Rep. I.R. 209, at 214.

¹⁰⁸ B.Soyer, *supra* note 25, at 45-46. この見解は、Woolf MR 判事の実質性の基準は保険金請求金額全額に対する詐欺的請求の割合を基準とし、Millett 判事の実質性の基準は詐欺的請求金額の大きさを基準としていると解しているように思われる。しかし、Millett 判事の実質性の基準は Galloway 事件のようなケース、すなわち前述の第二類型に属する過大請求のケースに適切なアプローチと

Galloway 事件控訴院判決は、単なる誇張は詐欺ではないという伝統的な立場に疑いを投げかけている¹⁰⁹といわれている。被保険者が交渉の手段として受け取る権利があると考えた金額以上の保険金を請求することはよくあり、伝統的な立場は、権利がある金額以上の保険金を取得しようとする交渉の手段とは別の特別な意図がある場合のみ詐欺とみなしていた¹¹⁰とする。この見解は、新価保険ではない火災保険に基づいて新品の価格を基準に保険金を請求したケースである *Ewer v National Employers' Mutual General Insurance Association, Ltd.* 事件高等法院判決¹¹¹は、交渉額として新品の価格を記入したので詐欺にはあたらないとの判決を下したが、現在では、この判断は疑わしい¹¹²とする。すなわち、本件の被保険者（原告）は、火災によって損害を受けた建物内の備品（中古品）についてカタログを見たりメーカーに価格を聞いたりして新品の価格で保険金請求をした。MacKinnon 判事は、被保険者は詐欺的請求としてではなく、交渉額として新品の価格を記入したとした。被保険者は、請求は徹底的に調査されることを知っていた。このため、請求額は途方もなく法外であるが、提出時に詐欺はない¹¹³とした。

この判決が現在では疑わしいといわれる原因は、保険金請求額が著しく誇張されているにもかかわらず、単なる交渉額の提示であり、詐欺ではないとした点である。もっとも、この点については、主観的要件の点から問題があるとする見解もある。すなわち、本判決は、現在では行き過ぎであり、この種の著しい誇張は詐欺とみなされるであろう¹¹⁴との指摘がある。要するに、これらの

して立てられた基準であるから、Millett 判事の実質性の基準は詐欺的請求金額の大きさを基準とするとして第一類型に属する過大請求のケース、その中でも損害額の評価が難しい目的物に関する過大請求のケースに適用することには問題があろう。なぜならば、過大請求は単なる意見の相違に基づく可能性が高いからである。

¹⁰⁹ J.Birds & N.J.Hird, *supra* note 5, at 265.

¹¹⁰ *Ibid.*

¹¹¹ [1937] 2 All E.R. 193.

¹¹² J.Birds & N.J.Hird, *supra* note 5, at 266.

¹¹³ *Ewer*, [1937] 2 All E.R. 193, at 203.

¹¹⁴ M.A.Clarke, *supra* note 5, at 851. 本見解は、主観的要件として故意をあげ、故意の要件の当然の結果として交渉額の提示は許されるとする (*Ibid.*)。

見解は、現在の英国法では、故意に著しく誇張した保険金請求をした場合、主観的要件からしても実質性の要件からしても、交渉額の提示という理由は認められず、詐欺とみなされるとの見解といえる。

実質性の基準に関する議論のきっかけとなった *Orakpo* 事件控訴院判決¹¹⁵は、*Ewer* 事件高等法院判決を否定的に捉えていない。すなわち、*Staughton* 判事は、損害査定人により減額されることを知りながら交渉の目的で過大請求をする人もいるとする。そして、請求が明白に誇張されている場合、例えば、動産の取替原価を請求したような場合、実際に虚偽の表示はないといえるとする。なぜなら虚偽はたやすく明らかになるからである。*Staughton* 判事は、*Ewer* 事件高等法院判決を支持する立場といえる。

Ewer 事件高等法院判決は、前述の第一類型の過大請求に属し、おそらく保険の目的物の評価がそれ程困難ではないケースである。*Galloway* 事件控訴院判決は、第二類型に属する過大請求の事案であり書類の偽造が認められている。*Galloway* 事件控訴院判決において述べられた重要性の基準をもとに *Ewer* 事件高等法院判決を検討することには、事案が異なることから、全く問題がないとはいえない。すなわち、裁判所も *Ewer* 事件高等法院判決は行き過ぎとの評価をしているとまではいえない。

故意に著しく誇張し保険金請求をしたケースについて、判決例よりも学説の方が厳しい見方をしているといえよう。判決例よりも学説の方が詐欺に対して厳しいことは、次にとり上げる情報量の格差により詐欺的過大請求かどうかを判断するケースにおいてもあらわれている。

3. 情報量の格差によるケース

Orakpo 事件控訴院判決¹¹⁶において、*Hoffmann* 判事は、被保険者が疑わしいあるいは誇張した請求をした事実から、直ちに詐欺と推論すべきではないとする。何も不実表示や秘匿はされておらず、そして損害査定人が保険金請求の妥当性や評価についての見解を形成する際に被保険者と同等の情報を有しているケースにおいて、単に交渉額を提示したということは正当な理由になるとする。この意見について、故意の過大評価全般について述べているのではなく、損害

¹¹⁵ [1995] LRLR 443.

¹¹⁶ [1995] LRLR 443.

額を明確に評価できない場合、あるいは消費者による保険金請求に関するものにすぎないようであるとの見解¹¹⁷がある。そして、保険金請求者が保険金請求額は高額過ぎると明確に認識している時は別であり、*Nsubuga v Commercial Union Assurance Co.Plc.* 事件高等法院判決¹¹⁸における Thomas 判事の意見¹¹⁹について、そのような場合を詐欺と考えないとの意見であれば、この意見は英国法であるか疑う必要がある¹²⁰とする。この見解は、故意による過大請求ではあるが著しく誇張したとはいえない場合に、情報量に格差がないことによっては交渉額の提示としての過大請求であるとの主張は直ちには正当化されないとするものといえる。換言すれば、被保険者が故意に過大請求をした場合、情報量の格差は詐欺的請求であるかどうかの判断にほとんど影響を及ぼさないとの見解といえよう。

しかし、*Danepoint Ltd v Allied Underwriting Insurance Ltd* 事件高等法院判決¹²¹は、Hoffmann 判事の意見を引用し、詐欺的過大請求かどうかを判断する際に、保険者が保険金請求に関して調査ができ独自の見解を形成することができるかどうかに関心を置いている。次のような意見が述べられている。

「故意の過大請求、あるいは不実表示や秘匿と同類である過大請求は、詐欺的請求である可能性が極めて高いと考えられる。それに加えて、請求の評価あるいは損害の項目 (head) が不明確または意見の問題である場合、保険者の損害査定人が被保険者と同等に請求額を評価することができる場

¹¹⁷ M.A.Clarke, *supra* note 5, at 852.

¹¹⁸ [1998] 2 Lloyd's Rep. 682.

¹¹⁹ 次のような意見である。

「世間の人々が取得できると信じている額よりも高額で保険金を請求することがよくあることを商業上の現実として受け入れなければならないので、過大請求のケースにおいて明らかな詐欺の証拠が求められることを強調することは重要である。なぜならば、それらの者は抜け目のない取引 (horse trading) あるいはその他の交渉を求めるからである。このような状況においては、ある者が取得できると合理的に信じている額よりも高額な提示をただけで直ちに詐欺的に行動したと結論づけるのは一般的に正しくないであろう。その者は、請求の主要部分について何ら根拠はないと知りながら、かなり誇張した請求をしなければならなかったのであろう」 (*Id.* at 686.)。

¹²⁰ M.A.Clarke, *supra* note 5, at 852.

¹²¹ [2005] EWHC 2318 (TCC) .

合、過大請求はよくあり、より許されると考えられる。逆にいえば、請求額の評価は明確にでき、さらに根拠となる情報が完全に被保険者の支配下にある場合、過大請求は容易に許されず、かくして詐欺的であろう¹²²。

この意見は、被保険者が故意に過大請求をした場合でも、情報量に格差がなければ、被保険者は許される場合があるとするものといえる。本判決を、詳しくみてみよう。

Danepoint 事件高等法院判決は、被保険者（原告）が、13のフラットがありそのすべてが賃貸されている建物で火災が発生し建物と賃貸料に関して損害が発生したとして保険金を請求したが、保険者（被告）が詐欺的過大請求であるとして保険金の支払を拒否した事案である。すなわち、建物について、修繕費は83,000ポンドおよび消費税とするという和解が成立し保険者が25,000ポンドの保険金を支払った後に、被保険者が60,000ポンド分の明細記入請求書で保険金の仮払い（interim payments）を請求した。保険者が建物の調査をした結果、建物に施された作業には7,500ポンドの価値しか認められなかった。保険者は、建物に関して詐欺的過大請求があったと主張したが、Peter Coulson QC 判事は、仮払いの請求は、試し（try-on）であり、詐欺的過大請求ではないとした。その理由として次の点があげられている。①和解内容には保険者が建物に施された作業を定期的に調査することが含まれていたため、保険者は仮払いの正当性を確実にすることができた¹²³。②7,500ポンドの価値の作業しか行われていなかったとしても、約20,000ポンドの価値のある資材が敷地に存在した¹²⁴。③仮払いの請求であって確定的な請求でも最終的な請求でもなく、補正ができる¹²⁵。しかし、火災発生後すぐにすべての賃貸人が立ち退いたため賃貸料の損害は火災発生日から生じたとしてなされた賃貸料に関する保険金請求は、火災発生後も賃貸人がいたことや偽造された書類が提出されたことなどから詐欺的過大請求であると判示された。賃貸料に関する保険金請求と建物に関する保険金請求には類似する点はあるが、一つ決定的な相違点があるとする。建物に関する請求については、保険者は常に注意深く調査をすることになっており、

¹²² *Id.* at para [56].

¹²³ *Id.* at para [70].

¹²⁴ *Id.* at para [71].

¹²⁵ *Id.* at para [73].

保険金を支払う前に修繕費について独自の見解をもつことができた。賃貸料に関する請求については、そのような綿密な調査は不可能であった¹²⁶。さらに、賃貸料に関する保険金請求は、被保険者の支配下にある情報に基づく。このような場合、被保険者が有すべき書類をもとに正直な請求をすることが被保険者の責任である¹²⁷とする。

本件では、一つの保険契約に基づき、建物に関する保険金請求と賃貸料に関する保険金請求がなされ、前者は詐欺的請求ではなく、後者は詐欺的請求とされた。このような場合、賃貸料に関する請求について保険者が免責されることに異論はないが、建物に関する請求はどうかという問題が生じる。Peter Coulson QC 判事は、後に紹介する *Axa General Insurance Ltd v Gottlieb and another* 事件控訴院判決¹²⁸を参考にして、本件の請求は保険の目的物をもとに二つの請求に分けられるとしても、一つの出来事（火災）を原因とする一つの請求であるから、一つの保険の目的物に関する詐欺は、保険金請求全体を無効にする¹²⁹とした。すなわち、賃貸料に関する保険金請求だけでなく建物に関する保険金請求についても保険者は免責されるとした。

4. 詐欺的過大請求に関するまとめ

第1節で述べた核となる要件である主観的要件、実質性の要件、重要性の要件を満たした過大請求でも、直ちに詐欺的過大請求とはならない。換言すれば、核となる三つの要件を満たした過大請求でも、許される過大請求がある。許される理由は、いくつかある。

第一に、詐欺的な意図がないことがあげられる。すなわち、主観的要件によって、詐欺的過大請求であるかどうかを判断する場合である。詐欺的な意図は、損害の過大評価の程度から推論できるとの見解がある。この場合、交渉額の提示としての過大請求は詐欺的な意図がないから許されると説明できる。

第二に、詐欺的請求金額の大きさがあげられる。すなわち、実質性の要件によって、詐欺的過大請求であるかどうかを判断する場合である。この場合には、

¹²⁶ *Id.* at para [140].

¹²⁷ *Id.* at para [144].

¹²⁸ [2005] 1 All E.R. (Comm) 445.

¹²⁹ *Danepoint*, [2005] EWHC 2318 (TCC), at para [146].

詐欺的請求金額が高額であれば詐欺的請求とみなされ、交渉額の提示としての過大請求として許される余地はほとんどないであろう。ただし、実質性の要件によって判断することは、あらゆる過大請求のケースに適切かどうかという問題があろう。

第三に、保険者と被保険者の情報量の格差があげられる。すなわち、情報量の格差の有無によって、詐欺的過大請求であるかどうかを判断する場合である。損害額の評価が明確にでき、その上損害額の評価に関する情報が完全に被保険者の支配下にある場合には、詐欺的請求が認められやすい。

第3節 詐欺的請求をしない義務に違反する詐欺的手段の利用

1. *The Aegeon* 事件控訴院判決において述べられた仮の要件

詐欺的請求に関するコモン・ローは詐欺的手段の利用にも適用されるとした *The Aegeon* 事件控訴院判決において、詐欺的請求に関するコモン・ローが適用される詐欺的手段の利用の要件について、次のような仮の見解が述べられている。虚偽の陳述が、①問題の請求に直接に関係すること、②和解の成立あるいは勝訴判決を得る見込みを改善する意図でなされたこと、③当事者の権利に関する審理の最終的な決定の前に被保険者の見込み一和解もしくはよりよい和解成立の見込み、または勝訴判決を得る見込み一客観的に無意味とはいえない改善をもたらすことに資することが必要となる¹³⁰。

③の要件は、保険者が明らかに関係のないあるいは些細な虚偽の表示を利用する可能性を排除するために付け加えられた要件¹³¹と解釈されている。なお、①および③の要件を満たす虚偽の陳述が故意になされたのであれば、②の意図は推論できるのではないと思われる。

2. *The Aegeon* 事件控訴院判決の詐欺的手段の利用の射程

The Aegeon 事件控訴院判決¹³²の詐欺的手段の利用の射程は、詐欺的請求の詐欺の要件の一つである重要性の範囲がどこまで拡大されるかという問題につ

¹³⁰ *The Aegeon*, [2003] Q.B. 556, at para [45].

¹³¹ H.Y.Yeo, *supra* note 60, at 439.

¹³² [2003] Q.B. 556.

ながるであろう。すなわち、保険者の責任の内容に決定的な影響を及ぼさないどのような虚偽の表示が詐欺を構成するかという問題につながる。これに関して二つの見解がある。

第一に、詐欺的手段の利用が保険者の最終的な責任にとって重要であるケースに詐欺的請求に関するコモン・ローが適用されることは明らかであるが、そのようなケースではない場合、どのような詐欺的手段の利用に詐欺的請求に関するコモン・ローが適用されるか明らかではないとの見解がある。本判決で問題となった虚偽の陳述は、ワランティ違反を隠すためになされたものである。この場合、詐欺は保険者の責任の前提条件違反 (breach of a condition precedent to the insurers' liability) を隠す際に行われており、そのため、保険者の最終的な責任にとって重要である。しかし、詐欺が、被保険者の認識とは異なり、保険者の責任と無関係な場合については、詐欺的請求に関するコモン・ローが適用されるかはそれほど明らかではないとの見解¹³³である。この見解は、*The Aegeon* 事件控訴院判決において提案された仮の見解は応用するのが容易ではない複雑な基準であるとする。さらに詐欺的請求に関するコモン・ローの領域を保険者の責任にとって重要ではない行いに広げる必要性には疑問があり得るとする。保険者は、既に、保険契約以外の契約の当事者もたない詐欺に対する強力な防御手段により保護されている¹³⁴とする。

保険者の責任の前提条件違反を成立させる事実について虚偽の表示をした場合は、*The Mercandian Continent* 事件控訴院判決¹³⁵において述べられた1906年海上保険法17条を適用するための重要性の要件を満たすように思われる。前述のように、Mance 判事は、*The Mercandian Continent* 事件控訴院判決において述べられた重要性の基準を詐欺的手段の利用に適用すると、詐欺的手段の利用は一般に重要ではないことになるから、その重要性の基準は詐欺的請求に関するコモン・ローには不適切とした。つまり、Mance 判事は、保険者の責任の前提条件違反を成立させる事実について虚偽の表示をした場合にのみ詐欺的手

¹³³ *MacGillivray, supra note 7*, at 513. この見解は、*The Litsion Pride* 事件高等法院判決において問題となった詐欺は、保険者の責任とは無関係とする。おそらく、本件の場合、被保険者は特定の領域に入ることを事前に通知しなくても補償されるから、保険者の責任とは無関係となるのであろう。

¹³⁴ *Ibid.*

¹³⁵ [2001] 2 Lloyd's Rep. 563.

段の利用となるとの意見ではないと解することができる。換言すれば、そのような場合以外にも、詐欺的手段の利用となる場合があるとの意見とすることができる。また、仮に、保険者の責任の前提条件違反を成立させる事実について虚偽の表示をした場合のみ詐欺的請求に関するコモン・ローが適用される詐欺的手段の利用となるとすると、詐欺的手段の利用に詐欺的請求に関するコモン・ローを適用する意味がほとんどなくなるであろう。すなわち、被保険者は虚偽の表示をしたことが明らかになったとしても何も失わないことになるから、詐欺的手段の利用に詐欺的請求に関するコモン・ローが適用されるとしても、被保険者に正直に述べる動機を与えないであろう。

第二に、Mance 判事が、*Wisenthal v World Auxiliary* 事件高等法院判決¹³⁶における Roche 判事の陪審員に対する次の説示に同意していることから、真実が述べられた場合よりも保険金の支払いがより容易にあるいはより早くなされることを確保するために虚偽の表示が用いられたと考えられる場合、詐欺的手段を利用したことになるであろうという見解¹³⁷がある。

「詐欺は、単なる嘘ではない。詐欺は、嘘によって、一般的に金銭的なものについて、有利な立場を得ること、あるいは、ほかの者を不利な立場に置くことを必要とする。陪審員が、真実が述べられた場合よりも保険金の支払いがより容易にあるいはより早くなされることを確保するために嘘が用いられたと考えたならば、詐欺にあたる」。

まさに、時は金なり (time is money) であるとすれば、たとえ保険金請求が有効であり虚偽の表示によって保険者は損害を受けないとしても、保険金の支払いがより容易にあるいはより早くなされることは、被保険者の立場の意義深い改善といえる¹³⁸。この見解は、詐欺的請求に関するコモン・ローが適用される詐欺的手段の利用の範囲を拡大する際に生じる問題を指摘している。すな

¹³⁶ [1930] 38 Ll.L.Rep. 54. 本件は、毛皮および皮革につけられた保険に関するものである。被保険者（原告）は、毛皮等が盗まれたとして保険金を請求したが、保険者（被告）は、誇張された請求であることを理由の一つとして支払を拒否した。さらに、保険者は、被保険者は毛皮等が持ち去られることを知っていたとの主張を付け加えた。陪審員は、被保険者が在庫品元帳と銀行預金口座に関する事実および書類を秘匿したことは詐欺的手段の利用であると認めた。

¹³⁷ M.A.Clarke, *supra* note 5, at 855.

¹³⁸ *Ibid.*

わち、さほど重要ではない不実表示を保険金が一切支払われないこととなる詐欺と判断することは、損害が発生した後に、保険者が被保険者に不実表示をさせるためにしきりに質問しようとするのを助長するであろう¹³⁹と指摘している。また、保険者が、保険金の支払いがより容易にあるいはより早くなされるように利用された詐欺的手段を理由に、被保険者に対し保険金を一切支払わないという制裁を与えることができるべきであるとするのは当然とまではいえない¹⁴⁰とする。

第一の見解をとっても第二の見解をとっても、保険者に有効な抗弁を与える事実について虚偽の表示をしたケースは、*The Aegeon* 事件控訴院判決の詐欺的手段の利用の射程内となる。しかし、先に指摘したように、このような詐欺的手段の利用にのみ詐欺的請求に関するコモン・ローが適用されるとしても、あまり意味がない。そうであるからといって、詐欺的請求に関するコモン・ローが適用される詐欺的手段の利用の範囲を拡大しすぎることにも問題がある。また、*The Aegeon* 事件控訴院判決で述べられた仮の要件から、詐欺的請求に関するコモン・ローが適用される詐欺的手段の利用の範囲を確定することは難しい。詐欺的請求の詐欺の要件の一つである重要性の範囲がどこまで拡大されるのかという問題の解決には至っていないといえよう。

3. *The Aegeon* 事件控訴院判決後の詐欺的手段の利用に関する判決例

ここでとり上げる判決例は、詐欺的請求に関するコモン・ローが適用される詐欺的手段の利用の範囲を明確にするまでには至らないとしても、詐欺的手段の利用の類型の一部を示唆するものと思われる。

Interpart Commerciao E Gestao SA and another v Lexington Insurance Co 事件高等法院判決¹⁴¹は、ワランティ違反の成立には直接関係ないがワランティに関連する事実についての虚偽の表示が詐欺的手段の利用となる可能性を示唆する。すなわち、本判決は、ワランティを満したことを証明する書類に記載された虚偽の表示が詐欺的手段の利用となるとの保険者（被告）の主張に対し、本件には正式事実審理を経ないでなされる判決（summary judgment）によつ

¹³⁹ *Id.* at 856.

¹⁴⁰ *Ibid.*

¹⁴¹ [2004] Lloyd's Rep. I.R. 690.

て解決できない問題があるとした。事案は、船荷保険に関するものであり、保険約款には、被保険者は船荷に保険をつける前に自費で船荷の数量と品質に関する調査をしなければならない旨のワランティが含まれていた。問題の虚偽の表示は、数量と品質に関する調査証明書に記載された出航の日付に関して行われた。すなわち、1997年1月3日に船荷が出航したのに、証明書には1996年12月14日に船荷証券が発行されたと記載されていた。1997年1月27日に、船が衝突し船荷に損害が生じたため、被保険者（原告）は保険金を請求した。Chambers QC 裁判官は、本件の問題は、詐欺的な行為と保険者に対する保険金請求の成功（promotion）の間にあるべき関係の程度に関するもので、いまだ解決されていない¹⁴²とした。すなわち、この問題は、数量と品質に関する調査証明書は保険金請求に必要な書類の一部であり、その証明書に記載された虚偽の表示は保険金請求の成功に不可欠な部分となる¹⁴³が、出航の日付に関する虚偽の表示と保険金請求の成功の関係はどの程度か、すなわち、詐欺的手段の利用となる程度かという問題であろう。

Stemson v AMP General Insurance (NZ) Ltd 事件枢密院判決¹⁴⁴の Mance 判事による同意意見は、免責事由に該当する故意の事故招致があったかどうかの保険者の判断に関係する事実についての故意の虚偽の表示は詐欺的手段の利用となる可能性を示唆する。本件は、火災保険に関する事案であり、大邸宅が火災による損害を受けたとして被保険者（原告・上訴人・上訴人）が保険金を請求したが、保険者（被告・被上訴人・被上訴人）は次の点を理由に保険金の支払を拒否した。第一に、被保険者の放火である。裁判所は、被保険者による放火を認定した。第二に、調査の過程における被保険者の虚偽の表示である。問題となった被保険者の虚偽の表示は、火災発生前に大邸宅を売ろうとしたことはなく市場に出そうと考えたこともないとの虚偽の表示である。Mance 判事は、第一の放火の問題とは別に、被保険者が火災前に大邸宅を売ろうとしたことに関する虚偽の表示によって保険金請求を成功させようと努めたことを根拠に、保険者は保険金の支払を拒否できる¹⁴⁵とした。このようなケースと故意の事

¹⁴² *Id.* at para [43].

¹⁴³ *Id.* at para [42].

¹⁴⁴ [2006] UKPC 30.

¹⁴⁵ *Id.* at para [36].

故招致を理由とする詐欺的請求とは次の点において異なるといえる。前者では故意の事故招致を立証する必要はないが、後者ではそれが必要となる。

Eagle Star Insurance Co. Ltd. v Games Video Co (GVC) SA 事件高等法院判決¹⁴⁶によると、損害額を証明するための書類に虚偽の表示があった場合、詐欺的手段の利用となる場合があるといえよう。本件は、海上保険に関する事案である。被保険者（被告）は、船舶の爆発による損害につき1,800,000ドルの保険金を請求し、保険者（原告）には被保険者に対し1,800,000ドルを支払う責任があるとの確認判決を求め、保険者は、保険契約は有効に取り消され被保険者に対する責任がないという確認判決を求めた。被保険者が船舶の価値を証明するために内容に虚偽のある書類を保険者に提出したことが認められ¹⁴⁷、被保険者は、保険者がその書類を信用して直ちに保険金を支払うことを期待して、保険金請求を成功させる（advance）ために詐欺的手段を利用した¹⁴⁸と判示された¹⁴⁹。なお、本件は、損害額自体に虚偽の表示があることを認定するのではなく、損害額を証明するための書類に虚偽の表示があることを認定しているため、詐欺的過大請求の問題ではなく、詐欺的手段の利用の問題となるといえる。

これらの判決例から、詐欺的請求に関するコモン・ローが適用される詐欺的手段の利用は、保険者に有効な抗弁を与える事実について虚偽の表示をしたケースに限られないといえよう。ただし、*Interpart Commercio E Gestao SA* 事件高等法院判決および *Stemson* 事件枢密院判決における虚偽の表示は、有効な抗弁を与える事実についての虚偽の表示とは抗弁と虚偽の表示の関連性の程度は異なるが、保険者の抗弁に関連する事実についての虚偽の表示ということができ、保険者の抗弁と全く無関係というわけではない。さらに、*Games Video Co (GVC) SA* 事件高等法院判決における虚偽の表示の内容も考えあわせると、

¹⁴⁶ [2004] 1 All E.R. (Comm) 560.

¹⁴⁷ 例えば、船の価値を2,000,000ドルと評価した専門家のレポートは、1998年3月（船が爆発する前）に作成されたレポートとして提出されたが、1998年3月には存在しなかったことが認められた。

¹⁴⁸ *Games Video Co (GVC) SA*, [2004] 1 All E.R. (Comm) 560, at para [153].

¹⁴⁹ 本判決は、被保険者が、保険契約締結当時船舶は約100,000ドルの価値しかないと知りながら、1,800,000ドルの価値があるとして保険契約を締結したため、契約締結時の被保険者の不実表示も認めている。

保険者の最終的な責任の内容に関連性を有する事実についての虚偽の表示は、詐欺的請求に関するコモン・ローが適用される詐欺的手段の利用になる場合があるといえるであろう。

第4章 詐欺的請求をしない義務違反の効果

第1節 保険者の免責について

被保険者が詐欺的請求をした場合、保険者は当該保険金請求について免責される。すなわち、保険金請求の一部が詐欺的である場合、詐欺的請求部分についてだけでなく正直な請求部分についても保険金は支払われない。この点に関して、*The Star Sea* 事件貴族院判決において、Hobhouse 判事は次のように述べている。

「詐欺的請求をした被保険者は正直にした請求の部分についても保険金を取得できない。この原則は確立しており、19世紀のはじめから存在する。この結果は、このような効果をもつ条項が契約に明記されていることに基づくもの、あるいは保険の種類に基づくものではなく、コモン・ローのルールの結果である」¹⁵⁰。

そして、このような効果をもたらす論理は簡単であるとする。すなわち、詐欺的な被保険者が、詐欺が成功すれば保険金を取得することができ、失敗したとしても何も失わないと考えることは許されない¹⁵¹。この理由付けにより、今日、このような効果を認めることは、詐欺を思いとどまらせようとする公序良俗上の健全なルールとみなされている¹⁵²。*Galloway* 事件控訴院判決¹⁵³も、

¹⁵⁰ *The Star Sea*, [2003] 1 A.C. 469, at para [62].

The Aegeon 事件控訴院判決において、Mance 判事は、次のような意見を述べている。「詐欺的請求に関するコモン・ローの真の効果 (real bite) は、保険金請求の誠実な部分さえ喪失することである」(*The Aegeon*, [2003] Q.B. 556, at para [33].)。

¹⁵¹ *The Star Sea*, [2003] 1 A.C. 469, at para [62].

¹⁵² *MacGillivray*, *supra* note 7, at 510.

¹⁵³ [1999] Lloyd's Rep. I.R. 209.

詐欺的請求に関する法の目的は詐欺的請求を思いとどまらせること¹⁵⁴とする。また、公序良俗上、裁判所が詐欺の道具となつてはいけなことも根拠としてあげられている¹⁵⁵。さらに、一般的に契約法に適用される格言、*fraus omnia corrumpit*（詐欺は全体を無効にする）を反映している¹⁵⁶といわれている。詐欺的請求をしない義務違反により保険者が免責される根拠は、最大善意の原則というよりも公序良俗のようである。既に述べたように、詐欺的請求をしない義務を黙示的条項とする見解がある。たとえ、保険者免責の根本的理由が被保険者による契約違反として構成され得るとしても、義務違反の効果は、公序良俗（*fraus omnia corrumpit*）という根本的な要素のために、契約で自由に定めることができる問題にはならない¹⁵⁷といわれている。

なお、*Orakpo* 事件控訴院判決¹⁵⁸において、Staughton 判事は、詐欺的請求の場合、適法な請求の部分についても保険者は免責されるとする黙示的条項を認めなかった。すなわち、保険契約法以外に詐欺的請求をした者は適法な権利さえ失うとする法の領域を知らず、契約に取引としての有効性を与えるために、あるいは契約の当事者にとって明白な条件であるから契約に明記する必要がないとの理由から、そのような黙示的条項を認めないとする。これは、そのような条項が事実上黙示されたと認めることはできないという趣旨と解することができる¹⁵⁹。また、そのような条項がコモン・ロー上黙示されるとする保険者の主張については、詐欺的請求をしない義務は躊躇なく認めることができるが、その義務違反の効果として適法な権利さえ失うという制裁を認めることには疑いがあり、さらに、*Britton* 事件判決¹⁶⁰における Willes 判事の説示等そのような効果を支持するものはあるが、拘束力のある先例は示されていないとし、保険者の主張を認めなかった。Staughton 判事は、詐欺的請求に関するコモン・ローを公序良俗を反映したルールと解していないといえよう。

¹⁵⁴ *Id.* at 213. 後述する *Gottlieb* 事件控訴院判決も同様の見解をとる。

¹⁵⁵ M.A.Clarke, *supra* note 5, at 857.

¹⁵⁶ *Ibid.*, M.A.Clarke, *Policies and Perceptions of Insurance Law in the Twenty-First Century*, p 206-207 (Oxford University Press, 2005) .

¹⁵⁷ M.A.Clarke, *supra* note 5, at 857.

¹⁵⁸ [1995] LRLR 443.

¹⁵⁹ 事実上黙示された条項については、注(19)参照。

¹⁶⁰ (1866) 4 F. & F. 905 ; [1930] 176 Eng. Rep. 843.

保険金請求が詐欺的であったにもかかわらず保険者が保険金を支払った場合、保険者は錯誤 (mistake) に基づき保険金を取り戻すことができる¹⁶¹。

それでは、保険金請求手続の途中で何回かの保険金の仮払いがなされ、当初は正直な請求に対して仮払い保険金 (interim payments) が支払われていたが、後に、詐欺的請求に対して仮払い保険金が支払われた場合、保険者は、詐欺的請求に関するルールに基づいて、当初の正直な請求に対して支払われた仮払い保険金の返還を請求することができるか。このようなケースについて、*Axa General Insurance Ltd v Gottlieb and another* 事件控訴院判決¹⁶²は、第一審を支持し、保険者 (原告・上訴人) は詐欺が行われる前の正直な請求に対して支払った仮払い保険金についても返還請求をすることができるとした。すなわち、詐欺的請求に関するコモン・ローの妥当な範囲 (proper scope) は、詐欺が行われた保険金請求権全体を失わせることであり、その効果として、その請求権に基づいて支払われた仮払い保険金の約因がなくなり、保険者は仮払い保険金を取り戻すことができる¹⁶³とする。なお、詐欺的請求に関するコモン・ローは純粋に将来に向けて効力をもつとはいえないとする。すなわち、条件がある場合および責任保険は別として、付保された危険が損害を引き起こした瞬間に保険金支払義務は具体化し、保険金請求権 (cause of action) はその時に生じるが、詐欺的請求の効果は、既に生じている保険金請求権を失わせるという遡及効をもつ¹⁶⁴とする。

詐欺的請求を抗弁とするのは保険者であるから、保険者が被保険者の詐欺を立証しなければならぬ。詐欺の立証は高い程度でなされる必要がある¹⁶⁵。詐欺的請求の場合に保険者に保険契約の取消権が認められること、あるいは保険者が当該請求に関して免責されることは、詐欺的請求の一部が正直な請求であり保険者に特別な損害が発生しなかった場合は、保険者に利益をもたらすが、このルールは正義と保険者の堅実な運営に関する考慮から支持されるとし、同じ考慮により、保険者に対し詳細に詐欺の主張をすること、およびその主張の

¹⁶¹ M.A.Clarke, *supra* note 5, at 856.

¹⁶² [2005] 1 All E.R. (Comm) 445. 事案の詳細は後述する。

¹⁶³ *Id.* at para [32].

¹⁶⁴ *Id.* at para [26].

¹⁶⁵ M.A.Clarke, *supra* note 5, at 846.

証明は高度になされることが求められるとした控訴院判決¹⁶⁶がある。また、被保険者が放火をしたとして詐欺が主張されたケースにおいて詐欺と決定する際には、民事訴訟における立証の基準は蓋然性のバランスであるとはいえ、一般的な基準において求められる蓋然性の程度の範囲内で蓋然性の程度が非常に高い基準が適用されるとする高等法院判決¹⁶⁷もある。

第2節 保険契約の取消について

保険者は詐欺的請求を理由に保険契約を取り消すことができるが、その取消の効果は保険契約締結時に遡るのか、それとも将来効のみなのか、判決例・学説ともに見解が分かれている。見解の相違が生じる根拠の一つとして、詐欺的請求をしない義務の法的性質があげられる。まず、この点に焦点をあてて整理しよう。

詐欺的請求をしない義務がコモン・ロー上の義務であるならば、1906年海上保険法17条が適用されうることとなる。17条に規定された最大善意の義務違反に対する救済方法は、保険契約の遡及的な取消である。*The Mercandian Continent* 事件控訴院判決¹⁶⁸は、このような立場の方が優れているとする。本判決において、17条が適用される要件として誘因と重要性があげられ、重要性の基準が判示されたことは前述の通りである。*The Litsion Pride* 事件高等法院判決は、詐欺的請求をしない義務の法的性質を黙示的条項とするが、詐欺的請求をしない義務を含む契約締結後の最大善意の義務違反に17条が適用されるとする。さらに、17条の救済方法は保険契約の遡及的取消であるが、商業上の良識から保険者は保険契約を取り消さないで保険金の支払のみ拒否することもできる¹⁶⁹とする。

詐欺的請求をしない義務が契約上の義務であるならば、契約法の一般原則に従い、保険契約は将来に向けて取り消されることとなる。詐欺的請求に関する

¹⁶⁶ *Diggins and another v Sun Alliance and London Insurance Plc.*

¹⁶⁷ *S. and M. Carpets (London) Limited v Cornhill Insurance Company Limited*, [1981] 1 Lloyd's Rep. 667, at 668.

¹⁶⁸ [2001] 2 Lloyd's Rep. 563.

¹⁶⁹ *The Litsion Pride*, [1985] 1 Lloyd's Rep. 437, at 515-516.

コモン・ローは契約上のルールであるとした判決例として、*Orakpo* 事件控訴院判決¹⁷⁰があげられる。また、*The Star Sea* 事件貴族院判決¹⁷¹は、明確に述べてはいないが、詐欺的請求に関するコモン・ローを契約上のルールとしたと解釈することができる。この場合、詐欺的請求をしない義務に違反して請求することは契約違反となる。この立場について、詐欺的請求をしない義務違反の効果である保険者免責と保険契約の取消は理論的根拠が異なると説明することができる。すなわち、保険者免責の理論的根拠は詐欺的請求に関するコモン・ローであり、保険契約の取消の理論的根拠は契約法の一般原則と説明することができる。

The Aegeon 事件控訴院判決¹⁷²は、詐欺的請求をしない義務の法的性質を明確にすることなく、詐欺的請求に関するコモン・ローを17条の適用範囲外として扱い、遡及的な取消の問題は生じないとした。

なお、前述の *Gottlieb* 事件控訴院判決¹⁷³において、詐欺的請求に関するルール自体が被保険者による詐欺があった保険期間の保険金請求権を喪失させる、すなわち、保険契約を遡及的に取り消すことと同様の効果が詐欺的請求に関するルールにはあると保険者が主張した。この保険者の主張は、1906年海上保険法17条や契約法の一般原則に基づかずに、詐欺的請求に関するルールには詐欺的請求をしない義務違反に17条を適用した場合と同じような効果があるとするものである。裁判所は、このような効果を詐欺的請求に関するルールに認める

¹⁷⁰ [1995] LRLR 443. なお、Sir Roger Parker 判事は、Hoffmann 判事に同意しているが、保険金請求時の詐欺には契約締結前の最大善意の義務違反と同様の救済を与えないとする根拠はないとした。契約締結前の最大善意の義務違反に対する救済方法は、契約の遡及的な取消である。Sir Roger Parker 判事は、17条に言及していないとはいえ、詐欺的請求に対する救済方法は保険契約の遡及的な取消とする意見と解する見解がある (H.N.Bennett, *supra* note 52, at 210.)。しかし、保険契約締結時の不実表示・不開示の救済方法が遡及的な取消となる根拠は契約締結時からの合意の瑕疵であるが、この根拠は詐欺的請求に当てはまらないこと、さらに、Sir Roger Parker 判事が Hoffmann 判事に同意していることから、Sir Roger Parker 判事の使用した文言も将来に向けた取消を意味すると解する見解もある (M.A.Clarke, *supra* note 5, at 859-860.)。

¹⁷¹ [2003] 1 A.C. 469.

¹⁷² [2003] Q.B. 556.

¹⁷³ [2005] 1 All E.R. (Comm) 445.

理由はない¹⁷⁴とした。

本件は、住宅保険に基づいて被保険者（被告・上诉人）が4件の保険金請求を行い保険者が保険金の一部を既に支払ったが、詐欺が判明したため保険者が保険金の返還を求めて提訴した事案である。保険金請求は、①1993年12月1日に乾燥腐敗による損害に関して、②1994年5月3日に水漏れによる損害に関して、③1994年7月に嵐による損害に関して、④1994年12月1日に水漏れによる損害に関して行われた。①と②の保険金請求に詐欺があったことが認められ、これらの保険金請求に対して、詐欺的請求部分を超えて全額保険者免責が認められ、保険者が支払った仮払い保険金全額について返還請求が認められたことについては、既に述べた。それに加えて、保険者は、詐欺がない③と④の保険金請求に対して①と②の保険金請求に関して詐欺が行われる前に支払った保険金の返還も請求できるように、前述のような主張をした。

学説は、保険契約の取消の効果を遡及させることに反対する見解をとるものが多い。その理由として、取消の効果を遡及させることは被保険者に厳しすぎるものがあげられる¹⁷⁵。遡及効を認めることは、とりわけ、フリート型保険において、厳しく不均衡な結果をもたらす¹⁷⁶と指摘されている。例えば、船団保険において、被保険者が船団の中の一つの船の部分的な損害について請求する際に詐欺的請求をしない義務に違反した場合である。また、次のような点も理由としてあげられている。契約履行期の詐欺的行為に関しては契約法の一般原則が十分に認められている。そのうえ、ひとたび当事者が契約関係に入ると、その関係は契約上の法理で規律できる。この意味で、最大善意の原則のような契約外の原則の適用の余地があるか疑問である¹⁷⁷。また、詐欺的請求をしない義務の源を1906年海上保険法17条に求めることにより、救済方法の柔軟

¹⁷⁴ *Id.* at para [22]. 第一審（未公表）の判断を支持して。

¹⁷⁵ MacGillivray, *supra* note 7, at 514, B.Soyer, *supra* note 25, at 53.

¹⁷⁶ B.Soyer, *supra* note 45, at 436.

¹⁷⁷ B.Soyer, *supra* note 25, at 53. 本論文においてとり上げられている判決例は、すべて保険契約に関する事案である。そのため、契約履行期の詐欺的行為に関する契約法の一般原則と表現されているが、保険契約以外の契約における詐欺的請求についても、詐欺的請求に関するコモン・ローと同様の効果が認められているのか明らかではない。

性が奪われる。すなわち、義務違反に対し損害賠償請求ができないこととなる¹⁷⁸。

遡及的な取消を認める学説もある。まず、詐欺的請求に関してコモン・ローは、保険契約の遡及的な取消、将来的な解除、当該請求についての免責という三つの救済方法を認めており、救済方法として遡及的な取消しか認めない1906年海上保険法17条は詐欺的請求に適用されないとする学説¹⁷⁹がある。遡及的な取消という救済方法は、詐欺的請求に関しては、その過酷さは正当と認められるし、17条に基づかなくとも可能である¹⁸⁰とする。おそらく、被保険者が保険者に請求に対する抗弁を与える事情を故意に秘匿した場合、救済方法を詐欺的請求のみの喪失 (merely loss of the fraudulent claim) としたならば、法は正直に述べる動機を与えないし、詐欺を思いとどまらせるどころか勧めるともいえる¹⁸¹ことが、詐欺的請求の場合に保険契約の遡及的な取消も認められるとする理由としてあげられよう。

また、遡及的な取消は、裁判所の裁量を条件として、契約締結後の最大善意の義務違反に適用できるとする説¹⁸²がある。この説は、確実に被保険者が詐欺を犯す動機を持たないようにし、確実に保険者を詐欺から守るために、契約締結後の最大善意の義務違反を理由とする保険契約の取消に遡及効を認める必要があることを強調している¹⁸³。

¹⁷⁸ *Ibid.* 損害賠償請求ができないこととなる理由については、後述する。

¹⁷⁹ H.N.Bennett, *supra* note 52, at 213.

¹⁸⁰ *Id.* at 220.

¹⁸¹ *Id.* at 210. 被保険者は詐欺的な請求の部分だけを喪失としたならば、なおさらのこととの注釈がついていることから、詐欺的請求のみの喪失とは、問題の保険金請求全体が無効となるという意味と解される。

¹⁸² P.M.Eggers, *Remedies for the failure to observe the utmost good faith*, [2003] LMCLQ 249.

¹⁸³ 契約締結後の最大善意の義務違反に遡及的な取消が認められる理由として、(1)17条は契約締結後にも適用できる、(2)契約締結後にも契約締結前と同様に情報量の格差が生じる場合がある、(3) *Britton* 事件判決における *Willes* 判事の説示内容は、*void* という用語を使用していることから遡及的な取消という救済を是認していると説明できる、(4)保険金請求時の詐欺は保険契約を無効にする (*void*) という趣旨の規定が保険契約にあることは珍しくない、(5) *The Star Sea* 事件貴族院判決において、*Hobhouse* 判事は、遡及的な取消は契約締結後の最大善意の義務違反に対する救済方法として利用できないとは述べていな

要するに、詐欺的請求をしない義務違反を理由とする保険契約の取消に遡及効を認めるかどうかの判断において、詐欺を防ぐ効果と被保険者に対する過酷さをどう評価するかに重点がおかれているとみられる。

保険料の取り扱いについて、保険契約が将来に向けて取り消される場合、保険料は被保険者に返還されないことに問題はないであろう。問題は、保険契約が遡及的に取り消された場合である。1906年海上保険法84条は保険料の返還について規定している。1項は、保険料の支払に対する約因が全部消滅し、被保険者あるいはその代理人に詐欺または違法がなかった場合、保険料は被保険者に返還されるものとする規定している。また、3項(a)は次のように規定している。保険契約が無効であるか、あるいは保険者によってリスクの開始の時から取り消された場合、被保険者に詐欺あるいは違法がなかったことを条件として、保険料は返還されるものとする。ただし、危険が不可分でありかつ一旦開始した場合、保険料は返還されないものとする。これらの規定によれば、被保険者側に詐欺があった場合、保険料は返還されない。詐欺的請求を理由に保険契約が遡及的に取り消されたとしても、保険料は被保険者に返還されないであろう。

第3節 損害賠償請求について

詐欺的請求をしない義務違反に基づく損害賠償請求を困難にする先例が存在する。詐欺的請求をしない義務を黙示的条項とした場合と、コモン・ロー上の義務とした場合とでは、損害賠償請求を困難にする先例が異なる。

詐欺的請求をしない義務を黙示的条項とした場合、前述の *London Assurance v Clare* 事件高等法院判決¹⁸⁴が問題となる。本件において、保険者は、調査費用の請求に関して次のように主張した。契約には、被保険者は正直に保険金請求をしなければならず詐欺的請求をしてはならないという黙示的条項がある。それ故、詐欺的請求をしたことが判明したならば、保険者は、契約違反を理由

い、(6)遡及的な取消が詐欺的請求に対する救済方法として利用できなければ、契約締結前の無罪の不開示の救済方法が遡及的な取消であることとの均衡がとれないことをあげる (*Id.* at 255-262)。

¹⁸⁴ [1937] 57 Ll.L.Rep. 254.

に詐欺的請求に関する調査費用すべてについて損害賠償請求ができる。これに対し、Goddard 判事は、次のように判示して、詐欺的請求の調査費用に関する損害賠償請求を認めなかった。

「保険者は、保険金を支払うかどうかあるいは支払額を決定する前に、保険金請求につき調査しなければならない。その調査の流れの中で、保険者は請求は詐欺的であると決定するに十分な情報を得る。そして、それに基づいて保険者は責任を拒否し、被った費用等はおそらく訴訟費用の一部となる。しかし、(詐欺的請求の場合・・・筆者注) 保険者は、正直な請求がなされた場合に比べてどの程度悪い立場に置かれるのかを想像することは困難である。正直な請求であっても、やはり保険者はそれを調査しなければならない。しかし、それは別としても、損害は遠すぎて、契約違反を理由とする損害とはいえない」。

前述の詐欺的請求をしない義務を黙示的条項とする学説は、本判決について、遠さ (remoteness) と軽減 (mitigation) のような障害を克服すれば、詐欺的請求のケースにおいて損害賠償請求ができるとした¹⁸⁵と解釈している。しかし、本判決があることから、保険者は契約違反を理由に調査費用について損害賠償請求はできないとする見解¹⁸⁶もある。

詐欺的請求をしない義務の法的性質をコモン・ロー上の義務とした場合、最大善意の義務違反を理由とする損害賠償請求を認めなかった *Banque Keyser Ullmann S.A. v Skandia (U.K.) Insurance Co. Ltd* 事件控訴院判決¹⁸⁷、および

¹⁸⁵ B.Soyer, *supra* note 25, at 51. 保険者が調査費用について損害賠償請求をしたケースで考えると、遠さとは、詐欺的請求をしてはならないという黙示的条項に違反したと詐欺的請求の調査費用発生との因果関係が遠いことを意味するといえる。軽減は、損害の軽減 (mitigation of damages) を意味するといえる。すなわち、保険者が調査時に合理的な注意を払っていなかったならば、調査費用が高んだとしても拡大損害とされ損害賠償請求は認められ難いと解することができる。

¹⁸⁶ J.Birds & N.J.Hird, *supra* note 5, at 267, E.R.H.Ivamy, *supra* note 88, at 438.

¹⁸⁷ [1990] 1 Q.B. 665.

本判決をとり上げた文献として、石山卓磨「英国保険法における最高信義の義務」長濱洋一他編『現代保険法海商法の諸相』(成文堂、1990年) 535頁以下、梅津昭彦「英国保険者の最高信義義務一判例法の展開を中心として」東北学院

Bank of Nova Scotia v Hellenic Mutual War Risks Association Ltd. 事件控訴院判決¹⁸⁸が問題となる。*Banque Keyser S.A.* 事件控訴院判決は、契約締結前の最大善意の義務について、*Bank of Nova Scotia* 事件控訴院判決は、契約締結後の最大善意の義務について、コモン・ロー上の義務とする。両判決とも最大善意の義務違反を理由に損害賠償請求が認められない理由として、次の点をあげる。第一に、重要な事実の不開示があった場合に救済を与える裁判所の権限はエクイティ裁判所で行使されていた裁判権に由来する。救済を与える裁判所の権限が同じ裁判権に由来する強迫および不当威圧はそれ自体損害賠償請求権を生じさせないから、不開示自体から損害賠償請求権が生ずるべきとする理由がない。第二に、保険者が保険契約の取消を求める場合、実際の保険者に対する不開示の影響ではなく、観念上の慎重な保険者に対する不開示の影響が問題となる。これを被保険者が保険契約の取消を求める際に適用すると、概念上の困難さが生じる。この困難さは、損害賠償請求を是認する際の概念上の困難さの一つである。第三に、1906年海上保険法から推測すると、議会は最大善意の義務違反が損害賠償請求権を発生させると考えていなかった。第四に、最大善意の契約において、知っている重要な事実を開示する義務は絶対的なものであり、義務違反がどのような特徴をもつかにかかわらず、すなわち、詐欺があるか、あるいは過失があるかにかかわらず、義務違反の効果は同じである。それ故、義務違反により損害が生じた場合に、あらゆるケースにおいて義務違反それ自体が不法行為を構成するとすることは、保険者および被保険者にとって過酷であろう。おそらく保険者よりも被保険者にとって過酷であろう¹⁸⁹。なお、両判決とも詐欺的請求に関する判決ではない。

先に紹介した裁判所の裁量を条件として最大善意の義務違反に対する救済方法として適及的な取消を認めると主張する説¹⁹⁰は、最大善意の義務はコモン・ロー上の義務であるとしながら、その義務違反に基づく損害賠償請求は認めら

大学論集（法律学）37・38合併号35頁以下、小林道生「イギリス判例にみる保険者の開示義務」損害保険研究60巻3号167頁以下がある。

¹⁸⁸ [1990] 1 Q.B. 818.

¹⁸⁹ *Banque Keyser S.A.*, [1990] 1 Q.B. 665, at 780-781, *Bank of Nova Scotia*, [1990] 1 Q.B. 818, at 888.

¹⁹⁰ P.M.Eggers, *supra* note 182.

れるべきとする。この説は、最大善意の義務の相互性から、被保険者のために損害賠償請求が認められるべきとする。すなわち、保険契約の遡及的な取消は保険者にだけ有利な救済方法であり、遡及的な取消が唯一利用できる救済であるとする、被保険者にとっては本質的に救済なしとなる。このため、最大善意の義務違反に対する救済方法として、損害賠償請求を認めるべきである¹⁹¹とする。

なお、詐欺という不法行為があったとして損害賠償請求をすることも可能であろう¹⁹²。

結びに代えて

詐欺的請求に関するコモン・ローは、過大請求に関する判決例により確立されてきたルールであり、被保険者に詐欺的請求を思いとどまらせるために、あるいは正直に述べる動機を与えるために、詐欺的請求をした被保険者は正直な請求部分についても保険金を取得することができないというルールであるといえる。そして、被保険者に正直に述べる動機を与えるために、詐欺的手段の利用の場合にも被保険者は保険金を一切取得できないという厳しい効果が認められるようになってきた。英国においては、詐欺的請求をしない義務違反の効果として当該詐欺的請求に関して保険者が免責されることについては、ほとんど異論がない。このことは、正義および健全な政策に合致しており、公序良俗上のルールといえる。Galloway事件控訴院判決¹⁹³において、Millett判事は、不正直な保険金請求をすることが当たり前になりすぎたと指摘する。今日、裁判所が強制することを求められるルールは、幾分厳しいとはいえ、必要で有益なルールであり、周知されるべきものである¹⁹⁴とする。ただし、どのような請求に詐欺的請求に関するコモン・ローが適用されるのかについては明確になっていない点もある。

保険金請求者は、容易に、詐欺的請求をしない義務を遵守できるであろう。

¹⁹¹ *Id.* at 273-277.

¹⁹² M.A. Clarke, *supra* note 5, at 865.

¹⁹³ [1999] Lloyd's Rep. I.R. 209.

¹⁹⁴ *Id.* at 214.

保険金請求者は、故意に虚偽の表示をしなければよいのである。日本法において詐欺的請求をしない義務を認めたとしても、善良な保険金請求者の負担になることはないであろう。他方、詐欺的請求をしない義務違反を立証することは、故意の事故招致を立証するよりも容易な場合がある。このことは、善良な保険契約者の保険料負担を軽くすることにつながる。また、詐欺的請求をしない義務は、不実申告免責規定、あるいは特別解約権における重大事由としての保険金請求時の詐欺についての解釈の基準になると考えられる。日本法においても詐欺的請求をしない義務を認めるように検討されてよいと考える。